

以上の証拠として、このために正當に委任された下名の代表者は、この議定書に署名した。

千九百六十三年四月三十日東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

大平正芳

オランダ王国政府のために

N・A・J・デ・フォークト

ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために

アルベール・ユッペール

一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書に署名するにあたり、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受け、関税及び貿易に関する一般協定が前記の議定書の効力発生とともに日本国とベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間に適用されることを確認し、かつ、次の規定を協定した。

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のいずれかの産品が、予見されなかつた事態の発展の結果、同様の産品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがある条件で自国の領域内に輸入されていること及びその損害を防止し又は救済するためならぬかの措置を必要

とすることについて、合理的な証拠があると認めるときは、事態の合理的な説明を附してその旨を他方の締約国に書面により通告しなければならぬ。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため、直ちに協議に入らなければならぬ。

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらさなかつたときは、輸入締約国は、1の損害を防止し又は救済するため必要な範囲及び期間を限度として、当該産品について数量的輸入制限を課することができる。

3 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、2の規定に基づく措置は、1の通告を行なつた後に、又は1の協議が完了する前に、暫定的に執ることができ。ただし、協議は、相互に満足する解決を見いだすため、継続しなければならぬ。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国の執つた措置がその利益を著しく阻害するほど多くの数の産品又は多くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、それまでに発展した事態（執られた措置を含む）について、輸入締約国と協議を行なうことを書面により要請することができる。
(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執つた措置の効果と実質的に等しい限度で、数量的輸入制限を課することができる。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちに自国の措置を終了させなければならぬ。

5 2、3又は4に定める措置が執られる場合には、締約国は、個別に及び相互に協力して、その措置をできる限りすみやかに終了させるため、最善の努力をしなければならない。

6 (a) いずれか一方の締約国において他方の締約国の特定の産品について輸入制限が従来から継続して実施されており、かつ、当該産品に対する制限を突然撤廃すれば同様の産品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を与えることとなる場合には、輸入締約国は、過渡期の措置として、締約国の政府間で合意される輸入制限を課することができる。

(b) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。
(i) 他方の締約国の貿易に対し、市場の公平かつ合理的な割当分を与えること。
(ii) 前記の制限をできる限り早い時期に緩和し又は撤廃するための政策を実施すること。

(c) 締約国は、(a)の規定に従つて執られた措置をできる限りすみやかに撤廃するため、その措置の運用を毎年検討するものとする。
7 (a) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、日本

国政府に寄託するものとする。この議定書は、前記の通商に関する協定を改正する議定書の効力発生の日（効力を生ずる。ただし、その時点で三番目の批准書が寄託されていることを条件とする）。

(b) この議定書は、いずれか一方の締約国の要請によりその効力発生の日から六年の期間が終了する前に十分な余裕を置いて行なわれる協議において締約国が合意するときは、その期間の満了の日を終了する。締約国は、この議定書を終了させる可能性を検討するため、いずれか一方の締約国の要請により随時協議するものとする。

(c) (b)の規定にかかわらず、この議定書は、一方日本国と他方欧州経済共同体諸国との間の共同の貿易協定が効力を生ずる時に、又は関税及び貿易に関する一般協定のわく内において市場擾乱問題について双方の締約国に同意可能な一般的な多数国間の解決に到達した時に終了するものとする。

以上の証拠として、下名の代表者は、この議定書に署名した。

千九百六十三年四月三十日に東京で、英語により本書三通を作成した。
日本国政府のために
大平正芳
オランダ王国政府のために

N・A・J・デ・フォークト
ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
アルベール・ユッペール

通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求め

る件
通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求め

理由
政府は、日本国とフランス共和国との間の貿易をできる限りの自由と安定の基礎の上に発展させるため、昭和三十一年五月十四日にパリで、通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定に署名し、及び、同協定の署名に際し、日本国とフランス共和国との間の貿易関係に関する議定書に署名した。よつて、同協定及び同議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定
日本国政府及びフランス共和国政府は、できる限りの自由と安定の基礎の上に両国間の貿易を発展させることを希望して、次の規定を協定した。
第一条
いずれか一方の締約国が他の国を原産地とする産品又は他の国に仕向けられる産品に対して与えており又

は与えることがあるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の産品又は他方の締約国に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、かつ、無条件に与えられる。この規定は、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに關連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の國際的移転について課されるすべての種類の關稅及び課徴金、それらの關稅及び課徴金の徴取の方法並びに輸入又は輸出に關連するすべての規則及び手續に關して適用されるものとする。

第二条

いづれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、

(a) 国内に輸入された同様の産品について直接に又は間接に課される内國稅その他の内國課徴金より高額のいかなる種類の内國稅その他の内國課徴金を課してはならず、

(b) 当該輸入産品の国内における販売、販賣のための提供、購入、輸送、分配及び使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、他の國を原産地とする同様の産品に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

第三条

いづれの一方の締約國も、他方の締約國の領域を原産地とする産品の輸入に對し、又は当該他方の締約國の領域に仕向けられる産品の輸出に對し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。ただし、同様の禁止又は制限が、いづれの第三國の同様の産品の輸入に對しても課され、又はいづれの第三國への同様の産品の輸出に對しても課される場合は、この限りでない。

第四条

前諸條の規定は、次の利益には適用されない。

(a) 附屬書1に定めるフランス關稅地域と同附屬書2に掲げるフランス共和國の海外領域との間で与えられており若しくは与えられることがある利益又は關稅及び貿易に關する一般協定の附屬書Bに掲げる地域に成立して現に独立している國の關稅地域に對し、アルジェリア共和國の關稅地域に對し、若しくはフランス國籍を有する自然人若しくは法人が所有し若しくは經營する商業上若しくは農業上の企業に關してニュー・ヘブリデスの仏英共同統治地域の關稅地域に對し、フランス關稅地域若しくはフランス共和國の海外領域において与えられており若しくは与えられることがある利益

(b) フランス關稅地域又は前記の附屬書2に掲げるフランス共和國の海外領域において、千九百五十六年十月二十七日にルクセンブルグで署名されたザール問題の解決に關する條約の範圍内でドイツ連邦共和國に与えられており又は与えられることがある利益

(c) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本國との平和條約第三条に掲げる地域に對する行政、立法及び司法に關して同條後段に定める状態が存続する間において日本國が当該地域に与えており又は与えることとがある利益

該地域に与えており又は与えることとがある利益

(d) 内國漁業の産品に与えており又は与えることとがある利益

(e) 一方の締約國が隣接國との國境貿易を容易にするため与えており又は与えることとがある利益

(f) 一方の締約國が構成國であり若しくは構成國となる關稅同盟若しくは自由貿易地域の他の構成國に對し当該締約國が与えており若しくは与えることとがある利益又は、關稅同盟の形成若しくは自由貿易地域の設定を予定している協定の適用として、一方の締約國が他の諸國に与えており若しくは与えることとがある利益

第五条

この協定のいかなる規定も、各締約國が關稅及び貿易に關する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はこれらの協定を修正し若しくは補足する取極に基づいて有し又は有することとがある權利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六条

(1) いづれの一方の締約國も、他方の締約國がこの協定の實施に關して行なうことがある申入れを好意的に検討しなければならない。また、必要な場合には、協議に応じなければならない。

(2) この協定の實施については、いかなる場合にも、毎年協議が行なわれなければならない。

(3) 歐洲經濟共同体を設立する條約上の義務で共通通商政策の漸進的な採用に關するものに基づいて必要が生ずる場合には、この協定にすべての所要の修正を加えるた

め、できる限りすみやかに交渉を開始されるものとする。

第七条

(1) この協定は、効力發生の日から六年間効力を有する。その後、この協定は、いづれか一方の締約國により少なくとも三箇月前にする予告をもつて明示的に廢棄されるまで引き続き効力を有する。

(2) 各締約國は、この協定の効力發生のために自國の憲法上必要とされる手續の完了を他方の締約國に通告するものとする。この協定は、この條に規定する通告で二番目に当たるものの日付と本日而締約國間で署名された貿易關係に關する議定書8に規定する通告で二番目に当たるものの日付とのうち最もおそい日付の日に効力を生ずる。

千九百六十六年五月十四日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本國政府のために

萩原徹

フランス共和國のために

モリス・クワ・ド・ミユルヴィル

附屬書

フランス關稅地域及びフランス共和國の海外領域は、次の地域とする。

1 フランス關稅地域
フランス本國、コルシカ島及び沿岸の諸島

ガドループ、ギアナ、マルティニク及びレユニオンの各海外集
モノコ公國
フランス共和國の海外領域
コモロ諸島
フランス領ソマリ

ニュー・カレドニア及び屬領
フランス領ポリネシア
サン・ピエール及びミクロン
フランス領の極南諸島及び南極地域
ウアリス及びフトナ諸島

日本國とフランス共和國との間の貿易關係に關する議定書
通商に關する日本國とフランス共和國との間の協定に署名するにあたり、下名は、關稅及び貿易に關する一般協定が前記の協定の効力發生の日から兩國間に適用されることを確認し、かつ、次の適用上の特別規定を協定した。

1 いづれの一方の締約國も、他方の締約國のいづれかの産品が、予見されなかつた事態の發展の結果、同様の産品又は直接的競争産品の國內の生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがある条件で自國の領域内に輸入されていること及びその損害を防止し又は救済するためなんらかの措置を必要とするものに基づいて、合理的な証拠があることを認めるときは、他方の締約國に對し、理由を附した書面によるそのような通告を行なわ

なければならぬ。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため、直ちに協議に入らなければならない。

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらしなかつたときは、輸入締約国は、前記の損害を防止し又は救済するため必要な範囲及び期間を限度として、当該産品について数量的輸入制限を課することができる。

3 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、2に規定する措置は、1の通告を行なつた後に、又は1の協議が完了する前に、暫定的に執ることが出来る。ただし、締約国は、協議を継続して、相互に満足する解決を見いだすよう努めるものとする。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国の執つた措置がその利益を著しく阻害するほど多くの数の産品又は多くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、生じた事態について協議を行なうことを輸入締約国に書面により要請することができる。

(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執つた措置の効果と実質的に等しい効果を得るよう、数量的輸入制限を課することができる。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(b)の規定に基づいて執つた自国の措置を、遅滞なく、終了させなければならない。

5 2、3又は4の規定が適用される場合には、締約国は、執られた措置をできる限りすみやかに終了させるため、それぞれ独自に、及び相互に共同して、すべての努力をしなければならぬ。

6 (a) いずれか一方の締約国において他方の締約国の特定の産品についての輸入制限が従来から継続して実施されており、かつ、当該産品に対する制限を突然撤廃すれば同様の産品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を与えることとなる場合には、輸入締約国は、両締約国の政府が合意により認める輸入制限を過渡的に課することができる。

(b) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。
(1) 他方の締約国の貿易に対し、市場の公平なかつ合理的な割当分を与えること。
(2) 前記の制限をできる限り早い時期に緩和し又は撤廃するための政策を実施すること。

(c) 締約国は、(a)の規定に従つて執られた措置をできる限りすみやかに撤廃するため、その措置の運用を定期的に検討するものとする。

7 (a) この議定書は、六年を期間として締結され、両締約国の相互の合意によつて終了する。両締約国は、このため、いずれか一

方の締約国の要請により、定期的に協議するものとする。

(b) 前記の六年の期間が満了する時に両締約国がこの議定書を終了させることに合意していない場合には、この議定書は、両締約国が別段の合意を行なうまで引き続き効力を有する。

(c) もつとも、この議定書は、日本国と欧州経済共同体との間に貿易協定が締結された時に、又は関税及び貿易に関する一般協定のわく内において市場擾乱問題について両締約国により受諾可能な一般的な多数国間の解決が見いだされた時に終了するものとする。

8 各締約国は、この議定書の効力発生のために自国の憲法上必要とされる手続の完了を他方の締約国に通告するものとする。この議定書は、この項に規定する通告で二番目に当たるものの日付と本日署名された通商に関する協定第七条(2)に規定する通告で二番目に当たるものの日付とのうち最もおそい日付の日の効力を生ずる。

千九百六十二年五月十四日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原徹

フランス共和国政府のために
モーリス・クワ・ド・ミ
ルヴィル

千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求め
るの件

千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

千九百六十二年の国際コーヒー協定は、世界におけるコーヒーの需給の均衡及び価格の安定を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済の成長に資することを目的として作成された協定であつて、この協定の当事国となることは、コーヒーの安定した供給の確保、国際経済協力の推進等の見地から、わが国にとつて望ましいことと考えられる。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十二年の国際コーヒー協定
前文

この協定の締約国政府は、輸出による収入を得るため、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、

コーヒーの市場取引に関する緊密な国際協定が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を促進し、かつ、そのようにして生産者と消費者との間の政治的及び経済的結合の強化に寄与することを考慮し、

生産者及び消費者の双方にとつて有害であることがある生産と消費との間の持続的な不均衡、重圧的な在庫の累積及び顕著な価格変動におもむく傾向が生ずることを予期すべき理由があるものと認め、また、このような事態は、国際的措置が執られない限り、通常の市場の力によつて是正されることができないことを確信して、

第一章 目的

(1) 公正な価格で、消費者のためにコーヒーの十分な供給を確保し、かつ、生産者のためにコーヒーの市場を確保するように、また、生産と消費との間の長期的均衡をもたらすように、供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

(2) コーヒーの重圧的な過剰及び過度の価格変動によつて生ずる生産者及び消費者の双方に不利益となるような深刻な困難を軽減すること。

(3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、そのようにして、公正な賃銀、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現を助けること。

(4) 価格を公正な水準に維持し、かつ、消費を増大させることによつて、コーヒー輸出国の購買力の増大を助けること。

(5) すべての可能な方法によつてコーヒーの消費を奨励すること。

いて集団として認められていたこと。

- (ii) 当該集団が集団の加盟の趣旨に従うことができ、かつ、集団の加盟に伴う集団の義務を履行することができる旨の保証を理事会に与えるように、当該締約国及び当該加盟国が、次のものを有すること。
- (a) コーヒーに関する共通の又は協調した商業上及び経済上の政策
- (b) 通貨及び財政に関する協調した政策並びにこの政策を遂行するために必要な組織
- (2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、集団の各構成員は、次の規定から生ずるすべての事項に関しては、単一の加盟国として取り扱われる。
- (a) 第十一章及び第十二章の規定
- (b) 第十四条第十條、第十一条及び第十九条の規定
- (c) 第十九条第七十條の規定
- (3) 加盟集団として加盟する締約国及び加盟国は、この協定の規定(2)に掲げるものを除く。から生ずるすべての事項に関しては、理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定しなければならぬ。
- (4) 加盟集団の投票権は、次のとおりとする。
- (a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、これらの政府又は機構によつて用いられる。
- (b) (2)に掲げる規定から生ずるいずれかの事項について投票が行

なれる場合には、加盟集団の構成員は、第十二条(3)の規定によつて自己に属する票を、各構成員が個々の加盟国である場合と同様に、個別に用いることができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。

(5) 加盟集団の構成員であるいずれかの締約国又は加盟国は、理事会に対する通告によつて、当該加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができる。この脱退は、理事会が当該通告を受領した時に、効力を生ずる。構成員が加盟集団からそのように脱退した場合又は構成員が機関からの脱退その他の事情によつて加盟集団の構成員であることを終止した場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、理事会に対し、当該加盟集団を維持することを申請することができる。当該加盟集団は、理事会が当該申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、当該加盟集団の従来の構成員は、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員であることを終止した加盟国は、この協定の有効期間中再び加盟集団の構成員となることができな

第六條 機関に加盟した後形成する加盟集団

二以上の加盟輸出国は、この協定が自国について効力を生じた後いつでも、理事会に対し、加盟集団を形成することを申請することができる。理事会は、当該加盟輸出国が、

第五條(1)に定める条件を満たすように、宣言を行ない、かつ、証拠を提出したと認める場合には、当該申請を承認する。そのような承認があつた場合には、当該加盟集団は、第五條(2)、(3)、(4)及び(5)の規定の適用を受ける。

第四章 機関及び運用

第七條 国際コーヒー機関の設立、所在地及び構成

(1) この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、ここに国際コーヒー機関を設立する。

(2) 機関の所在地は、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営むものとする。

第八條 国際コーヒー理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成される。

(2) 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、また、その代表又は代表代理に同行する一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第九條 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属するものとし、理事会は、この協定を実施するため必要な権限を

有し、及びそのために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この協定を実施するため必要であり、かつ、この協定に適合する規則(手続規則並びに機関の財政及び職員に関する規則を含む)を制定する。理事会は、その手続規則中に、会合しない特定の事項について決定を行なうための手続を定めることができる。

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するため必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管するものとし、また、年次報告を公表する。

第十條 理事会の議長及び副議長の選挙

(1) 理事会は、毎コーヒー年度、議長及び第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する代表の中から選挙され、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する代表の中から選挙される。これらの役員の地位は、毎コーヒー年度、両区分に交互にふり当てられる。

(3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十一條 理事会の会議

理事会は、原則として、年二回通常会議を開催する。理事会は、その決定により、特別会議を開催するこ

とができる。特別会議は、また、執行委員会、五加盟国、又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟国が要請する場合にも開催される。会議の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なわれる。会議は、理事会が別段の決定をしない限り、機関の所在地において開催される。

第十二條 票數

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分される。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数が合計して五百五十をこえないことを条件とする。加盟輸出国の数が三十をこえる場合又は加盟輸入国の数が三十をこえる場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して五百五十以下となるように調整される。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、各国の基本輸出割当てに比例して配分される。ただし、加盟集団に配分された残余の票は、第五條(2)に掲げる規定から生ずるいずれかの事項について投票が行なわれる場合には、当該加盟集団の構成員の間で、当該加盟集団の基本輸出割当て中の各自の持分に比例して配分される。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、各加盟輸入国の間で、各国の過去三年

間におけるコーヒの輸入の平均数量に比例して配分される。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒ年度の当初に決定するものとし、かつ、(6)に規定する場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国に変動がある場合、又は加盟国の投票権が第二十五条、第四十五条若しくは第六十一条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定に従つて、票の再配分の措置を執る。

(7) いかなる加盟国も、四百をこえる数の票を有することとなつてはならない。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

(1) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投してはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委任された票について、前記の票と異なる使用をすることができ

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使する権限を委任することができる。この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用されない。

第十四条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なわれる。

(2) この協定において区分ごとの三分の二の多数票による議決が必要とされている理事会の措置に関しては、次の手続による。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表決に付される。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決がなお得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表決に付される。

(c) 一加盟輸出国又は一加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が三回目の表決においても得られない場合においては、当該議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が議案をその後の表決に付さないときは、当該議案は、否決されたものとする。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十五条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒ年度選出される七加盟輸出国及び七加盟輸入国で構成される。構成国は、再選されることである。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人若しくは二人以上の代表代理を選任する。

(3) 執行委員会の議長は、毎コーヒ年度理事会によつて任命されるものとし、また、再任されることである。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命されたときは、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができる。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なわれる。

(2) 各加盟国は、第十二条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補者に投する。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて用いる票を他の候補者に投すること

(3) 最も多数の票を獲得した七人の候補者を当選者とする。ただし、いかなる候補者も、一回目の投票においては、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選者とされることはない。

(4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて七人未満の候補者が当選した場合においては、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したくない候補者にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少限の票数は、七人の候補者が当選するまで、毎回五ずつ減するものとする。

(5) 当選したくない加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従い、当選した加盟国中のいずれか一国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選したときにももと自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を与えられたものとする。ただし、当選したくない加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九をこえることとなつてはならない。

(7) いずれかの当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が四百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、これらの加盟国のうち一若しくは二以上の加盟国が、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九をこえないこととなるよう

撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することを相互間で取りきめる。

第十七条 執行委員会の権限

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。

(2) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、次の権限以外の権限の一部又は全部の行使を執行委員会に委任することができる。

(a) 第十二条(5)の規定に基づき、毎年度、票を配分すること。

(b) 第二十四条の規定に基づき、運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。

(c) この協定に基づいて輸出割当てを決定すること。

(d) 自動的に適用される強制の措置以外の強制の措置を執ること。

(e) 第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。

(f) 第四十八条の規定に基づいて各国及び世界の生産目標を決定すること。

(g) 第五十一条の規定に基づいて在庫に関する政策を決定すること。

(h) 第六十条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。

(i) 第六十一条の規定に基づき、紛争について決定を行なうこと。

(j) 第六十五条の規定に基づいて加入のための条件を決定すること。

(k) 第六十九条の規定に基づき、加盟国の脱退を要求することを決定すること。

(l) 第七十一条の規定に基づき、この協定の有効期間を延長し、又はこの協定を終了させること。

(m) 第七十三条の規定に基づき、加盟国に対して改正を勧告すること。

(3) 理事会は、いつでも、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対するいづれかの権限の委任を取り消すことができる。

第十八条 執行委員会の投票手続

(1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条(6)及び(7)の規定に基づいて与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、許されない。構成国は、これらの票を分割して投ずることができない。

(2) 執行委員会が執るいかなる措置も、理事会が当該措置を執る場合と同様の多数による議決を必要とする。

第十九条 理事会及び執行委員会

(1) 理事会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるもの出席とする。理事会の会期の第一日として予定された

日に定足数が得られない場合は、理事会の会期中続けて三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に開かれるものとし、その際の定足数及び当該会期の残余の期間中の定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその単純過半数にあたる数となるもの出席とする。第十三条(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会はいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるもの出席とする。

第二十条 事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任命の条件は、理事会により定められるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものでなければならない。

(2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に関し、自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会が制定する規則に従って職員を任命する。

(4) 事務局長及びいづれの職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害関係を有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いづれの加盟国からも、また、機関外のいかなる他の権力からの指示をも求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のなす範囲内において、この協定の目的及びこれらの者に對しその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第二十一条 他機関との協力

理事会は、国際連合、その専門機関その他の適当な政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての措置を執ることができ、理事会は、これらの機関その他コーヒーに關係のあるいづれかの機関に対し、理事会の会合にオブザーヴァーを送るよう招請することができる。

第五章 特権及び免除

(1) 機関は、各加盟国の領域において、その国の法律に適合する範囲内で、この協定に基づく任務を遂行するために必要な法律上の能力を有する。

(2) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、機関がその被用者に支払う給料に對する課税を免除するものとする。ただし、この免除は、連合王国の国民には適用することを要しない。同政府は、また、機関の資産、収

入その他の財産に對する課税を免除するものとする。

第六章 会計

第二十三条 会計

(1) 理事会における代表団、執行委員会における代表者及び理事会又は執行委員会のいづれかの委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に必要なその他の費用は、第二十四条の規定に従つてその額が決定される加盟国からの年次分担金により支弁する。

(3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十四条 予算の決定及び分担金の額

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に對する各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各会計年度の運営予算に對する各加盟国の分担金の額は、当該各会計年度の運営予算が承認された時において当該各加盟国の票数がすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。

ただし、分担金の額が決定される会計年度の当初に加盟国間の票の配分が第十二条(5)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の算定にあつては、各加盟国の票数は、いづれかの加盟国の投票権の停止又はそれから生ずる票

の再配分を考慮しないで計算する。

(4) この協定の効力発生の日の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度における他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) この協定が機関の最初の完全な会計年度が始まる八箇月以上前に効力を生ずる場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間のみを対象とする運営予算を承認する。その他の場合には、最初の運営予算は、当初の期間及び最初の完全な会計年度の双方を対象とするものとする。

第二十五条 分担金の支払

(1) 各コーヒー年度の運営予算に對する分担金は、交換可能な通貨で支払うものとし、かつ、当該会計年度の最初の日に支払わなければならない。

(2) いずれかの加盟国が分担金を支払わなければならない日から六箇月以内に運営予算に對する分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいづれかの権利を奪わ

れ、又はこの協定に基づきいずれかの義務を免除されることとはない。

(3) 加盟国は、(2)、第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、なお、その分担保を支払う責任を負う。

第二十六条 会計の検査及び公表

独立の会計検査を了した各会計年度の機関の収支計算書は、当該各会計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のため理事会に提出される。

第七章 輸出の規制

第二十七条 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、第一条特に同条(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟国は、加盟国の社会的及び経済的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に合致するようにコーヒーの輸出から生ずる実質的收入が漸進的に増加するような態様で、この協定を実施することが望ましいことであることに同意する。

(2) 加盟国は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の規定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒーの価格の一般的水準が千九百六十二年における一般的水準を下らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟国は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増加を

妨げない価格を消費者のために確保することが望ましいことであることに同意する。

第二十八条 基本輸出割当て

(1) 附属書Aに掲げる輸出国は、千九百六十二年十月一日に始まる最初の三コヒー年度において、同附属書に定める基本輸出割当てを有する。

(2) 千九百六十五年九月三十日に終わるコヒー年度の後半の六箇月間に、理事会は、附属書Aに定める基本輸出割当てを、市場の一般状況に適合するものにするため、検討する。理事会は、その際に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で同基本輸出割当てを修正することができる。修正された場合場合には、附属書Aに定める基本輸出割当ては、有効なものとして存続する。

第二十九条 加盟団の割当て

附属書Aに掲げる二以上の国が第五条の規定に従つて加盟団を形成する場合に、附属書Aに定めるこれらの国の基本輸出割当てを合計し、この合計を、この章の規定の適用上、単一の割当てとして取り扱う。

第三十条 年間輸出割当ての決定

(1) 理事会は、各コヒー年度の始まる少なくとも三十日前に、三分の二の多数票による議決で、翌コヒー年度における全世界の輸入の見積り及び非加盟国からの推定される輸出の見積りを採択する。

(2) 理事会は、(1)の見積りを勘案して、遅滞なく年間輸出割当てを決定する。この年間輸出割当ては、附属書Aに定める基本輸出割当てに対して、すべての加盟輸出国について同一の百分率となるようにするものとする。第一コヒー年度におけるこの百分率は、第三十二条の規定を留保して、九十九パーセントとする。

第三十一条 四半期輸出割当ての決定

(1) 理事会は、年間輸出割当てを決定した後直ちに、当該コヒー年度を通じて供給が必要見積りと受当な均衡を保つように、各加盟輸出国について四半期輸出割当てを決定する。

(2) 四半期輸出割当ては、当該コヒー年度における各加盟国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近く定めるものとする。いずれの加盟国も、コヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に六十パーセント、また、最初の三の四半期に八十パーセントをこえて輸出することを許されない。いずれかの四半期における加盟国の輸出が当該四半期における当該加盟国の割当てに達しない場合には、残量を当該コヒー年度中の次の四半期における当該加盟国の割当てに加算する。

第三十二条 年間輸出割当ての調整

理事会は、市場の状況により必要である場合には、割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟国の予想される割当て不使用分を考慮に入れる。

第三十三条 割当て不使用分の通告

(1) 加盟輸出国は、当該コヒー年度における輸出割当ての全量を輸出するため十分なコヒーを保有しているかどうかを、コヒー年度の八箇月目の月の末日及び理事会が要請する一週おそい日に、理事会に通告することを約束する。

(2) 理事会は、第三十二条の規定に従つて輸出割当ての水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十四条 四半期輸出割当ての調整

(1) 理事会は、この条に規定する場合においては、第三十一条(1)の規定に基づき各加盟国について決定した四半期輸出割当てを変更する。

(2) 理事会が第三十二条の規定に従つて年間輸出割当てを変更する場合に、当該変更は、当該コヒー年度の当該四半期及び残余の四半期における割当て又は残余の四半期における割当てに反映されなければならない。

(3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況により必要であると認められる場合には、年間輸出割当てを変更しない、当該コヒー年度の当該四半期及び残余の四半期における輸出割当ての間で割当ての調整を行なうことができる。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十一条(2)に規定する制限がその経済に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合において、当該加盟輸出国の要請があつたときは、理事会は、第六十条の規定に基づき適当な措置を執ることができ、関係加盟国は、当該損害についての証拠を提出し、かつ、価格の安定の維持に関する十分な保証を行なわなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コヒー年度の最初の四半期に年間割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また最初の三の四半期に八十五パーセントをこえて輸出することを加盟国に対して承認してはならない。

(5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらし、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあることを認める。したがつて、短期間に価格の一般的水準がそのように変動する場合に、加盟国は、理事会の会合を要請することができ、理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を修正することができる。

(6) 理事会は、価格の一般的水準の急激かつ異常な上昇又は下落が輸入者間、輸出者間、又はその双方間の協定によるコヒー市場の人為的操作に基因するものであると

認める場合には、単純過半数による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を再調整するためにいかなる是正措置を執るべきかを決定する。

第三十五条 輸出割当ての調整のための手続

(1) 年間輸出割当ては、各加盟国の基本輸出割当てに同一の百分率を乗することにより、決定し及び調整する。

(2) 第三十四条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当てに対して行なわれる一般の変更に、理事会が定める適当な規準に従つて、各加盟国の四半期輸出割当てについて比例的に適用される。この規準は、各加盟国の年間輸出割当て中当該加盟国が当該コーヒー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定められる。

(3) 第三十条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づく年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

第三十六条 輸出割当ての遵守

(1) 割当てによる規制を受ける加盟輸出国は、この協定中割当てに関連するすべての規定の完全な遵守を確保するため必要な措置を執らなければならない。理事会は、

当該加盟輸出国に対し、この協定に定める割当てを効果的に遂行するための追加的措置を執ることを要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをこえて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期における自国の割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分に等しい数量を削減する。

(4) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に再びその四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分の二倍に等しい数量を削減する。

(5) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に三回以上その四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、(4)に定める削減と同様の削減を行なうものとし、また、第六十九条の規定に従い、当該輸出国に対して機関から脱退することを要求する措置を執ることができ。

(6) (3)、(4)及び(5)に規定する割当ての削減は、理事会が必要な情報を得た後でできる限りすみやかに、行なわれなければならない。

第三十七条 割当てに関する経過規定

(1) 千九百六十二年十月一日以後のコーヒーの輸出は、この協定が関係輸出国について効力を生じた時

に、当該関係輸出国の年間輸出割当ての使用分に算入する。

(2) この協定が千九百六十二年十月一日以後に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期中に、年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを決定する手続につき、この協定が効力を生じたコーヒー年度において必要となる修正を行なう。

第三十八条 属領からのコーヒーの積出し

(1) 加盟国のいずれかの属領からその本土地域又は他の属領に向けたコーヒーの積出しであつて当該本土地域若しくは当該他の属領又は当該加盟国のその他の属領における国内消費のためのものは、(2)の規定を留保して、コーヒーの輸出とはみなされず、輸出割当てによるいかなる制限をも受けない。ただし、関係加盟国が、再輸出の統制につき、及び当該加盟国の本土地域とその属領との間の特殊な関係から生ずるその他の事項でこの協定の実施に関連していると理事会が決定するものにつき、理事会が十分と認める取極を行なうことを条件とする。

(2) もつとも、加盟国と第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機関の加盟国又は加盟集団の構成員となるその属領との間のコーヒーの取引は、この協定の適用上、コーヒーの輸出として取り扱ふ。

第三十九条 割当てによる規制を受けな

(1) 過去三年間におけるコーヒーの輸出の年平均が二万五千袋に達しなかつた加盟輸出国には、その年間輸出が二万五千袋を下まわる限り、この協定中割当てに関する規定を適用しない。

(2) 国際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十萬袋をこえないものには、その年間輸出が十萬袋をこえない限り、この協定中割当てに関する規定を適用しない。

第四十条 割当て使用分に算入しない輸出

(1) 一人当たりの消費量が現在には少ないが将来著しく増加する可能性があるある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増加を容易にするため、附属書Bに掲げる国に対する輸出は、(f)の規定を留保して、割当て使用分に算入しない。理事会は、この協定の効力発生の日の後第二の完全なコーヒー年度の当初に、及びその後毎年、同附属書からいずれかの国を削除すべきかどうかを決定するために同附属書を検討するものとし、その決定により、当該国を削除することができ。附属書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

(a) 理事会は、その第一回会期中において、及びその後必要と認めるときはいつでも、附属書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費

費の増加について前年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、国内消費のための前記の国の輸入の見積りを作成する。附属書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出は、合計して、理事会が定めた量をこえてはならないものとし、そのため、理事会は、常時、附属書Bに掲げる国に対するその時の輸出を加盟輸出国に通報しておく。加盟輸出国は、各月における附属書Bに掲げる国に対するすべての輸出を、当該各月の末日から三十日以内に、理事会に通報する。

(b) 加盟国は、理事会が附属書Bに掲げる国へのコーヒーの流入及びこれらの国における消費を監視することを助けるため、理事会が必要とする統計その他の情報を提供する。

(c) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国による他の市場に対するコーヒーの再輸出を防止する規定を現行の通商取極に取り入れるため、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するよう努力するものとする。加盟輸出国は、また、すべての新しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい充渡契約(民間貿易業者と交渉したものであると政府機関と交渉したものであるとを問わない。)に、同様の規定を取り入れる。

(d) 理事会は、附属書Bに掲げる

国に対する輸出の監視を常に維持するため、さらに、他の予防措置、たとえば、これらの国向けのコーヒー袋に特別な印を付けることを要求し、また、加盟輸出国が附属書Bに掲げられていない国に対する再輸出の防止についての金融上及び契約上の保証を附属書Bに掲げる国から与えられることを要求する措置について決定することができる。

理事会は、必要と認めるときは、いつでも、附属書Bに掲げる国における違反を調査するため、又はこれらの国に対する輸出を確認するため、国際的に認められた世界的機関の役務を利用することができる。理事会は、生ずることがあるいかなる違反についても加盟国の注意を促すものとする。

(e) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の発展について得られた結果に関する詳細な報告書を毎年作成する。

(f) 加盟輸出国が附属書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附属書Bに掲げられていないいずれかの国に対して再輸出された場合には、理事会は、再輸出されたコーヒーの数量に相当する数量を当該加盟輸出国の割当使用分に算入する。当該附属書Bに掲げる国から再び再輸出が行なわれた場合には、理事会は、その事実を調査し、かつ、酌量すべき事情を認めない限り、い

つても、附属書Bからその国を削除することができる。

(2) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のなんらかの目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に前記の目的のために使用されることについての十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(3) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 供給の確保

理事会は、コーヒーの供給の総計が世界の輸入の見積りに対応することを確保するだけでなく、消費者がその要求する種類のコーヒーを入手することができ、かつ、消費者がその努力するものとする。理事会は、この目的を達成するため、区分ごとの三分の二の外数量による議決で、実行可能と認めるすべての手段を用いることを決定することができる。

第四十二条 地域内及び地域間の価格取極

(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の

利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならぬ。これらの取極の一つがこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認められるいずれかの加盟国は、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 理事会は、加盟国及び当該加盟国が属しているいずれかの地域の機関と協議して、当該加盟国がその価格政策を通じてコーヒーの各等級及び各品質に応じて維持するよう努力すべき価格差を勧告することができる。

(3) (2)の規定に基づいて行なわれた勧告の結果価格差が採用されている等紙及び品質のコーヒーについて短期間に急激な価格変動が生じた場合には、理事会は、この事態を是正するための適当な措置を勧告することができる。

第四十三条 市場動向の調査

理事会は、この協定の定める割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて価格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

第八章 原産地証明書及び再輸出証明書

第四十四条 原産地証明書及び再輸出証明書

(1) いずれかの加盟国によるその領域において生産されたコーヒーの輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する

附属書Cの様式による原産地証明書を添えなければならない。そのような加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の謄本の数を決定し、また、各謄本に一連番号を付ける。証明書の原本は、輸出に関する書類に添付し、その謄本一部は、当該加盟国が機関に送付する。理事会は、各加盟国が輸出したコーヒーの量をいつでも確認できるように、直接に、又は国際的に認められた世界的機関を通じて、原産地証明書を検査する。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する理事会が決定した様式による再輸出証明書が添えなければならない。再輸出証明書は、当該コーヒーがこの協定に従つて輸入されたものであることを証明するものとし、適当な場合には、当該コーヒーを輸入した際に用いられた一又は二以上の原産地証明書を引用する。再輸出証明書は、再輸出に関する書類に添付するものとし、その謄本一部は、再輸出する当該加盟国が機関に送付する。

(3) 各加盟国は、機関に対し、(1)及び(2)に規定する機能を行なわせるために指定した一又は二以上の団体の名を通告する。理事会は、理由があるときは、いつでも、特定の団体による証明を受諾することができないことを宣言することができる。

(4) 加盟国は、理事会が決定する期間ごとに、機関に対し、理事会が決定した様式によるコーヒーの輸

入に関する定期的報告書を提出する。

(5) (1)の規定は、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に実施する。(2)の規定は、理事会が決定する日から実施する。

(6) 各加盟国は、(5)に定める各期日後は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで原産地証明書又は再輸出証明書が添えられていないものの輸入を禁止しなければならない。

第九章 輸入の規制

第四十五条 輸入の規制

(1) 加盟国でない輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国からの加盟国のコーヒーの輸入については、(2)から(8)までの規定を適用する。

(2) この協定の効力発生の日の後三箇月目の日以降において、機関の加盟国が、千九百六十一暦年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものでない場合には、各加盟国は、(4)及び(5)の規定を留保して、非加盟国の総体からの年間輸入を、統計が作成されている年度のうちのこの協定の効力発生の日の前の最近の三年度における非加盟国の総体からの輸入の年平均以下に制限しなければならない。ただし、理事会の決定により、この制限の適用を延期することができる。

(3) 理事会は、入手した情報に基づき、非加盟国の総体からの輸出が加盟国の輸出を妨げていると認める場合には、機関の加盟国が千九

百六十一曆年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものであつても、(2)の制限を適用することを決定することが出来る。

(4) 理事会が第三十条の規定に基づいていづれかのコーヒー年度について決定した世界の輸入の見積りがこの協定の効力発生の日以後最初の完全なコーヒー年度における世界の輸入の見積りよりなんらかの割合だけ少ない場合には、各加盟国が(2)の規定に基づいて非加盟国の総体から輸入することのできる数量は、その割合だけ低減する。

(5) 理事会は、この協定の目的を達成するため必要と認める場合には、非加盟国からの輸入につき、毎年、追加的制限措置を勧告することが出来る。

(6) 各加盟国は、この条の規定に基づいて制限が適用された日から一箇月以内に、理事会に対し、自国が当該年度において非加盟国の総体から輸入することを認められる数量を通告する。

(7) (2)から(6)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が千九百六十二年八月一日前から二箇年又は多数箇年の取極に基づき非加盟国に対して負つていゝものを免除するものではない。ただし、当該矛盾する義務を負ういづれかの加盟輸入国は、(2)から(6)までに定める義務との矛盾を最小にとどめるように当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を(2)から(6)までの規定に調和させる

ための措置をできる限りすみやかに執り、かつ、理事会に対し、当該矛盾する義務の詳細及び当該矛盾を最小にとどめ又は除去するために執つた措置を通報する。

(8) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会において有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止することが出来る。

第十章 消費の増大

第四十六条 振興

(1) 理事会は、コーヒーの消費を振興するための継続的な計画を後援する。この計画の規模及び経費は、理事会の定期的な検討及び承認を受けなければならない。加盟輸入国は、この計画の資金の調達に關していかなる義務をも負わな

(2) 理事会は、問題を研究して行なうその決定により、機関に、執行委員会の下部機構として、世界コーヒー振興委員会という別の委員会を設立することが出来る。

(3) 世界コーヒー振興委員会(以下「委員会」という)が設立される場合には、次の規定を適用する。

(a) 委員会の規則、特に委員、組織及び会計事項に關する規則は、理事会が制定する。委員会の委員は、(1)の規定に基づいて作成される振興計画に出資する加盟国に限られる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するにあつて、振興運動が実施される各国内に技術委員会を設

立する。振興運動がいずれかの加盟国において開始される前に、委員会は、理事会における当該加盟国の代表に対し、そのような運動を実施する委員会の意思を通報し、かつ、当該加盟国の同意を得なければならない。

(c) 委員会の恒久職員に關する通常の運営費(振興の目的のための旅行の費用を除く)は、機関の運営予算から支出するものとすし、委員会の振興資金からは支出しない。

第四十七条 消費に対する

(1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいづれの障害をも逐次除去することによつて、達成することが最も重要であることを認める。

(2) 加盟国は、すべてのコーヒー輸出とコーヒー輸入国との間の完全な国際協力を促進する自国の意思を確認する。

(3) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られていゝことを認める。

(a) コーヒーに適用される輸入制度(特惠關稅その他の關稅、割当て並びに政府の輸入独占機關及び公的買付機關の運営を含む)その他の行政規則及び商慣行

(b) 直接又は間接の補助金に關する輸出制度その他の行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(4) 加盟国は、若干の加盟国が、コーヒーに対する關稅を引き下げる意思を表明し又は消費の増大に對する障害を除去するその他の措置を執ることによつて、前記の目的に對する同意を示したことを認める。

(5) 加盟国は、理事会その他の権限のある國際機關の援助の下にすで行なわれた研究及び將來行なわれる研究並びに千九百六十一年十一月三十日にジュネーヴにおける大臣會議において採択された宣言を考慮して、次のことを約束する。

(a) 貿易及び消費の増大に對する(3)に規定する障害を逐次輕減し、また、可能な限り最後には除去するための、又はこれらの障害の影響を實質的に低減させるための手段及び方法を調査すること。

(b) 理事会がこの協定の効力発生の日の後十八箇月以内に、前記の障害の影響に關する加盟国が提供した情報について、及び、適當な場合には、前記の障害を輕減し、又はその影響を低減させるために計画した措置について検討することが出来るように、理事会に對し、自国の調査の結果を通報すること。

(c) 国内の措置の採用及び國際的措置の提案にあつて、理事会による前記の検討の結果を考慮に入れること。

(d) 第七十二条に規定する會議において、加盟輸出国の収入の増大及び消費の増進に關するこの協定の成功を考慮に入れて、この協定が得た結果を検討し、並びに貿易及び消費の拡大の途上になお存在する障害の除去のためのその後の措置の採択を検討すること。

(6) 加盟国は、この条の規定に従つて執つた措置によつてその經濟が影響されるおそれのある加盟国が提出するすべての要請を理事会その他の適當な機關において研究することを約束する。

第十一章 生産の統制

第四十八条 生産目標

(1) 加盟生産国は、この協定の有効期間中に、コーヒーの生産を国内消費、輸出及び第十二章に規定する在庫のため必要な數量に調整することを約束する。

(2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、加盟生産国と協議の上、区分ごとの三分の二の多数票による議決で各加盟生産国及び世界全体の生産目標を定める。

(3) 各加盟生産国は、前記の目的を達成するためにとる方策及び手続について全面的に責任を負う。

第四十九条 生産統制計画の履行

(1) 各加盟生産国は、第四十八条に規定する目的を達成するためすに執り又は現在執つていゝ措置及び得た具體的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一

回会期において、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この報告についての説明及び討議の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行なう前に、関係加盟国と協議する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、いずれかの加盟生産国がその生産を理事会が第四十八条の規定に基づいて勧告した目標に調整する計画をこの協定の効力発生の日から二年以内に採用しなかつたと認定し、又はいずれかの加盟生産国の計画が効果的でないとして認定する場合には、同様の多数票による議決で、当該加盟生産国がこの協定の適用から生ずることのあるいかなる割合での増加をも享受できないことを決定することができる。理事会は、同様の多数票による議決で、第四十八条の規定が遵守されたことを確認するため適当であると認めるいかなる手続をも定めることができる。

(3) 理事会は、適当と認める時期(ただし、第七十二条に定める検討のための会議以前でなければならぬ)に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、加盟生産国が(1)の規定に従つて理事会の検討のために提出した報告に照らし、第四十八条(2)の規定に基づいて勧告した生産目標を改訂することができ。

(4) 理事会は、この条の規定を適用するにあつて、一次産品生産国の開発計画に対し資金的若しくは

一般的援助を与えることについて関心を有し、又は責任を負う国際的若しくは国内的な機関又は民間の機関と緊密な連絡を維持する。

第五十条 加盟輸入国の協力

加盟輸入国は、コーヒーの生産と世界の需要との間の受当均衡をもたらすことが最も重要であることを認め、国際的援助に関するその一般政策に沿つて、コーヒーの生産を制限するための計画について加盟生産国と協力することを約束する。加盟輸入国の援助は、この章の規定を遵守する加盟生産国に対し、二箇週、多数国又は地域内の取極に基づき、技術、資金その他の形で与えることができる。

第十二章 在庫の規制

第五十一条 コーヒーの在庫に関する政策

(1) 理事会は、その第一回会期において、世界のコーヒーの在庫を、自己が定める方式に従い、かつ、数量、原産国、所在、品質及び状態の把握に留意しつつ確認するための措置を執る。加盟国は、この調査について便宜を与える。

(2) 理事会は、第四十八条に規定する勧告を補足し、及びそれによつてこの協定の目的の達成を促進するため、この協定の効力発生の日の後一年以内に、(1)の措置によつて入手した資料を基礎として、かつ、関係加盟国と協議の上、在庫に関する政策を定める。

(3) 加盟生産国は、とることができ、すべての手段により、理事会が

定める政策を実行するよう努力する。

(4) 各加盟生産国は、理事会が定める政策を遂行するために執る措置について、全面的に責任を負う。

第五十二条 在庫の規制のための計画の履行

各加盟生産国は、第五十一条に定める目的を達成するためにすでに執り又は現在執つている措置及び得た具体的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一回会期において、この報告についての説明及び討議の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行なう前に、関係加盟国と協議する。

第十三章 加盟国のその他の義務

第五十三条 事業者への諮問及びこれとの協調

(1) 理事会は、加盟国がコーヒー問題に関する専門家の意見を求めることを奨励する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内におけるその活動を行なう。

第五十四条 求償取引

加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの売渡しを内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行なうことを差し控える。

第五十五条 混合品及び代用品

加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような産物をコーヒーの名称によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。

第十四章 季節的金融

第五十六条 季節的金融

(1) 理事会は、季節的金融に関する二箇週、多数国間、地域内又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであることを確認するために当該取極を審査する。

(2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に対して勧告を行なうことができる。

(3) 理事会は、関係加盟国から入手した情報を検討した上で、適当かつ適切と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行なう。

第十五章 国際コーヒー基金

第五十七条 国際コーヒー基金

(1) 理事会は、国際コーヒー基金を設立することができる。基金は、コーヒーの生産と需要との間の受当均衡をもたらすために生産を制限するという目的を達成するため、及びこの協定のその他の目的

の達成を援助するため、使用される。

(2) 基金に対する拠出は、任意とする。

(3) 理事会による基金の設立の決定及び基金の運用に関する指導原理の採用は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

第十六章 情報及び研究

第五十八条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のための本部として活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

(2) 理事会は、その運営に必要と認める情報(コーヒーの生産、輸出入、流通、消費及び在庫並びにコーヒーに対する課税に関する定期的な統計的報告を含む)を提供することを加盟国に対して要求することができる。ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、加工し若しくは販売するいずれの人又は会社の行為であるかを識別することができないようないかなる情報をも公表してはならない。加盟国は、できる限り詳細かつ正確な形で、要求された情報を提供する。

(3) 理事会が機関の正当な任務の遂行のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が受当な期限内に提供せず、又はその提供が困難である場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由を

説明することを要求することができ
る。理事会は、当該事項につい
て技術的援助を必要と認める場合
には、なんらかの必要な措置を執
ることができ。

第五十九条 研究

(1) 理事会は、コヒーの生産及び
流通の経済的条件、生産国及び消
費国における政府の施策がコ
ヒーの生産及び消費に与える影
響、伝統的な用途及び可能な新し
い用途においてコヒーの消費を
増大させる可能性並びにコヒー
の生産者及び消費者に対するこの
協定の実施の効果（生産者と消費
者との間の交易条件を含む。）に関
する研究を奨励することができ
る。

(2) 機関は、必要と認める限度にお
いて、コヒー研究会がさきに着
手した研究及び調査を継続し、か
つ、定期的に、コヒーの生産及
び消費の傾向及び予想についての
研究を行なう。

(3) 機関は、コヒーを生産する加
盟国からの輸出について最低の規
格を定めることが可能であるかと
うかを研究することができ。理
事会は、この問題に関する勧告に
ついて討議することができ。

第十七章 免除

第六十条 免除

(1) 理事会は、例外的な若しくは緊
急の事態のため、不可抗力のため、
憲法上の義務のため又は信託統治
制度の下に施政を行なう地域に対
する国際連合憲章に基づく国際的
義務のため次のいずれかのものに
該当することとなるような義務に

ついては、区分ごとの三分の二の
多数票による議決で、これを加盟
国に対して免除することができ
る。

(a) 当該加盟国に対して重大な困
難をもたらすもの

(b) 当該加盟国に対して不公平な
負担を課するもの

(c) 他の加盟国に対して不当な又
は過大な利益を与えるもの

(2) 理事会は、加盟国に対して免除
を与えるにあたり、当該加盟国が
当該義務を免除される条件及び期
間を明示する。

第十八章 紛争及び苦情

第六十一条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関す
る紛争で交渉によつて解決されな
いものは、当該紛争の当事者であ
るいずれかの加盟国の要請によ
り、決定のため、理事会に付託さ
れる。

(2) (1)の規定に基づいて紛争が理事
会に付託された場合には、過半数の
加盟国又はその多数の合計が総票
数の三分の一以上となる加盟国は、
理事会に対し、理事会が討議の後
決定を行なう前にその紛争問題に
ついて(3)に規定する諮問協議会の
意見を求めることを要求すること
ができる。

(3) (a) 諮問協議会は、理事会が全会
一致で別段の定めをしない限り、
次の者で構成される。

(i) 加盟輸出国が指名する者二
人。そのうち一人は当該紛争
と同種の問題に豊富な経験を
有する者とし、他の一人は法

律家としての地位及び経験を
有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する(1)の
者と同様の資格を有する者二
人

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて
指名される四人の者が一致し
て選定し、又はこれらの者の
意見が一致しない場合に理事
会の議長が選定する議長一人

(b) この協定の締結国の国民は、
諮問協議会の構成員となる資格
を有する。

(c) 諮問協議会の構成員に任命さ
れた者は、個人の資格で、か
つ、いずれの政府からも指示を
受けないで行動する。

(d) 諮問協議会の費用は、理事会
が支弁する。

(4) 諮問協議会の意見及びその理由
は、理事会に提出するものとし、
理事会は、関連があるすべての情
報を考慮した後、当該紛争につい
て決定を行なう。

(5) いずれかの加盟国がこの協定に
基づく義務を履行しなかつた旨の
苦情は、その苦情を申し立てる国
の要請によつて理事会に付託さ
れ、理事会は、その問題について
決定を行なう。

(6) 加盟国は、区分ごとの単純過半
数票による議決によらない限り、
この協定に基づく義務に違反した
と認定されることはない。加盟国
がこの協定に違反していることの
認定は、その違反の性質を明示し
て行なう。

(7) 理事会は、いずれかの加盟国が
この協定に違反したと認定した場
合には、他の条に規定する他の強
制措置を妨げることなく、区分ご
との三分の二の多数票による議決
で、当該加盟国がその義務を履行
するまでの間当該加盟国が理事会
において有する投票権及び執行委
員会においてその票を投じさせる
権利を停止し、又は第六十九条の
規定に基づく強制的脱退を要求す
る措置を執ることができ。

第十九章 最終規定

第六十二条 署名

この協定は、千九百六十二年十一
月三十日まで、国際連合本部で、千
九百六十二年の国際連合コヒー会
議に招請された政府及び独立する前
に同会議に属領として代表されてい
た国の政府による署名のため開放し
ておく。

第六十三条 批准

この協定は、署名国政府により、
その憲法上の手続に従つて批准さ
れ、又は受諾されるものとする。批
准書又は受諾書は、千九百六十三年
十二月三十一日までに、国際連合事
務総長に寄託するものとする。批准
書又は受諾書を寄託する各政府は、
寄託の際に、自国が第二条(7)に定義
する加盟輸出国として機関に加盟す
るか又は同条(8)に定義する加盟輸入
国として機関に加盟するかを明示す
るものとする。

第六十四条 効力発生

(1) この協定は、附屬書Dに掲げる
ところにより千九百六十一年にお
いて合計して世界の輸出の八十
パーセント以上を輸出した二十以
上の輸出国を代表する政府及び附
屬書Dに掲げるところにより千九

百六十一年において合計して世界
の輸入の八十パーセント以上を輸
入した十以上の輸入国を代表する
政府が批准書又は受諾書を寄託し
た日に、これらの政府の間で効力
を生ずる。その後批准書、受諾
書又は加入書を寄託する政府につ
いては、この協定は、その寄託の
日に効力を生ずる。

(2) この協定は、暫定的に効力を生
ずることができる。憲法上の手続
に従つてできる限りすみやかに批
准し又は受諾するよう努力するこ
とを約束する旨の署名国政府の
通告は、国際連合事務総長が千九
百六十三年十二月三十日までこれ
を受領する場合には、この協定の
暫定的な効力発生上、批准書又は
受諾書と同様の効力を有するも
のとする。この通告を行なう政府
は、批准書若しくは受諾書を寄託
する日と千九百六十三年十二月三
十一日とのうちいずれか一層早い
日まで、暫定的にこの協定の適用
を受けるものとし、かつ、暫定的
にこの協定の締結国政府とみなさ
れる。

(3) 国際連合事務総長は、この協定
の効力発生の日の後三十日以内に
ロンドンで開催される理事会の第
一回会期を招集するものとする。

(4) この協定が、(2)の規定に従つて
暫定的に効力を生じたかどうかを
問わず、千九百六十三年十二月三
十一日までに(1)の規定に従つて確
定的に効力を生じなかつた場合に
は、同日までに批准書又は受諾書
を寄託した政府は、その事態にお
いていかなる措置が必要であるか

を検討するために協議することができ、また、この協定がそれらの政府の間に効力を生ずることを合意により決定することができる。

第六十五条 加入

国際連合又はその専門機関の加盟国政府及び千九百六十二年の国際連合コーヒ―会議に招請された政府は、理事会が定める条件に従つて、この協定に加入することができる。理事会は、この条件を定めるにあつて、当該国が附屬書Aに掲げられていない場合には、当該国の基本輸出割当てを決定する。当該国が附屬書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附屬書に定める基本輸出割当てを当該国の基本輸出割当てとする。加入書を寄託する各政府は、寄託の際に、第二条(七)に定義する加盟輸入国として機能に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機能に加盟するかを明示するものとする。

第六十六条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十七条 属領に関する通告

(1) いずれの政府も、署名の時若しくは受諾書、批准書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつても、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういづれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この協定は、

その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。

(2) いずれの締約国も、そのいづれかの属領について第四条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又はその属領の一に對し第五十条若しくは第六十条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつても、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し、又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の規定に基づく宣言を行なつたいづれかの締約国は、その後いつても、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に對するこの協定の適用を終止することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から当該領域に對する適用を終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域でその後独立したものの政府は、独立の達成後九十日以内に、国際連合事務総長に對する通告により、この協定に對するこの協定の権利及び義務を受諾した旨を宣言することができる。当該政府は、その通告の日から、この協定の当事者となる。

第六十八条 自発的脱退
千九百六十六年九月三十日前においては、いづれかの締約国も、この協定から自発的に脱退する旨の通告を行なうことができる。その後はいづれかの締約国も、国際連

合事務総長に對して書面による脱退の通知を行なうことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十九条 強制的脱退

理事会は、いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の運用を著しく害していると認める場合には、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟国に對し機関から脱退することを要求することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会の決定の後九十日で、機関の加盟国であることを終止し、また、当該加盟国が締約国である場合には、この協定の締約国であることを終止する。

第七十条 脱退する加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払つた金額を返還しないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に對して負つていた債務を弁済する義務を引き続き負うものとする。ただし、改正を受諾することができないため第七十三条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、

第七十一条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる資金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しない。

第七十一条 有効期間及び終了

(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず、又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、効力発生の日から第五の完全なコーヒ―年度の満了まで、効力を有する。

(2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後第五の完全なコーヒ―年度中に、区分ごとにその総票數につき三分の二以上の多数にあたる数となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定の有効期間を理事会が定める期間だけ延長することを決定することができる。

(3) 理事会は、区分ごとにその総票數につき三分の二以上の多数にあたる数となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決で、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了後、機関の清算、その会計上の決済及びその財産の処分を実施するため必要な期間中存続するものとすし、また、その期間中、これらの目的のため必要な権限及び任務を有する。

第七十二条 検討

理事会は、この協定を検討するため、千九百六十五年九月三十日に終

わるコーヒ―年度の後半の六箇月の間に特別会議を開催する。

第七十三条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、締約国に對し、この協定の改正を勧告することができる。改正は、国際連合事務総長が、加盟輸出国の總票數につき七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の總票數の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国及び加盟輸入国の總票數につき七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の總票數の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国から受諾の通告を受領した後百日で、効力を生ずる。

理事会は、各締約国が国際連合事務総長に對して改正の受諾を通告することができる期限を定めることができる。改正がその期限までに効力を生じなかつた場合には、当該改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に對し、改正が効力を生じたかどうかを決定するため必要な情報を提供する。

(2) いずれかの締約国又は加盟国若しくは加盟集団の構成員であるいづれかの属領で改正が効力を生じた日までに当該改正を受諾する旨の通告がそれについて行なわれなかつたものは、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十四条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、千九百六十二年の国際連合コーヒ―会議に代表

又はオブザーヴァーを派遣したすべ
ての政府並びに国際連合又はそのい
ずれかの専門機関の加盟国である他
のすべての政府に対し、批准書、受
諾書又は加入書の寄託並びにこの協
定が暫定的に及び確定的に効力を生
じた日を通告するものとする。国際
連合事務総長は、また、すべての締約
国に対し、第五條、第六十七條、第
六十八條若しくは第六十九條の規定
に基づき各通告、第七十一條の規定
に基づいて延長されたこの協定の有
効期間が満了し、又は同條の規定に
基づいてこの協定が終了する日及び
第七十三條の規定に基づいて改正が
効力を生ずる日を通告するものとす
る。

以上の証拠として、下名は、各自
の政府から正当に委任を受け、その
署名に対応して掲げる日にこの協定
に署名した。

英語、フランス語、ロシア語、ス
ペイン語及びポルトガル語によるこ
の協定の本文は、ひとしく正文とす
る。その原本は、国際連合の記録に
寄託される。国際連合事務総長は、
各署名国政府及び各加入国政府に対
してその認証原本を送付するものと
する。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルゼンティンのために

L・M・カラバリ

オーストラリアのために

本官は、オーストラリア連邦
政府が、バブア地域及びニュー・
ギニア信託統治地域にこの協定
が適用されることを宣言する旨
を、第六十七條の規定に従い、同
政府のためにここに通告する。

J・プリムソル

千九百六十二年十一
月二十三日

オーストリアのために

F・マツチ

千九百六十二年十一
月二十三日

ベルギーのために

ヴァルテル・ロリダン

ボリヴィアのために

ハイメ・カバリエロ・タマヨ

ブラジルのために

セルジオ・アルマンド・フラ

ザオン

ブルガリアのために

ビルマのために

ブルンディのために

パスカル・ブビリザ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国のために

カンボディアのために

カメルーンのために

J・クオー・ムクリ

カナダのために

ポール・トレンブレ

千九百六十二年十月十六
日

中央アフリカ共和国のために

M・ガリン・ドゥアト

千九百六十二年十一月十
六日

セイロンのために

チャードのために

チリのために

D・シュヴァイツァー

千九百六十二年十一月三
十日

チリ政府は、千九百
六十二年の国際連合
コーヒー会議の会期中
に行なわれた討議に最
も深い関心をもつて参
加し、

一次産品の価格の不
断の変動により発展途
上にある国にもたらさ
れる深刻な問題に解決
を見いだすために国際
連合が払った努力並び
に、コーヒーの問題に
つき、コーヒー生産国
及びコーヒー消費国が
その共通の利益のため
の措置について合意す
るよう国際会議を後
援した国際連合の果斷
な行動を満足の念をも
つて注目し、

チリが、コーヒー生
産国でなく、性格的に
小消費国であるにもか
かわらず、アメリカ大
陸の生産国でその経済
がコーヒーの販売及び
世界市場におけるコー
ヒーの価格に大きく依

存しているものに対す
る連帯感のしるしとし
て国際コーヒー会議に
参加した事実について
注意を喚起し、

アメリカ大陸のコー
ヒー生産国に対する友
情及連帯感の表明と
して、また、世界市場
における一次産品の貿
易に関する困難につき
国際連合及び国際的協
力関係のわく内におい
て恒久的な解決策を見
いだそうとする自国の
希望の表現として、千
九百六十二年の国際
コーヒー協定に賛意を
表し、かつ、署名するこ
とをここに宣言する。

中国のために

コロンビアのために

カルロス・サンス・デ・サン
タマリア

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のた
めに

P・ムボヨ

千九百六十二年十一月二
十七日

コスタリカのために

F・ヴォリオ・J

キューバのために

カルロス・レチュガ

千九百六十二年十一月三
十日

キューバ政府、諸国
間の権利の平等及び相
互の尊重、特に、一次
産品の市場を安定させ
ることを目的とする協
定を基礎として、国際
的な経済協力を行なつ
ている。

キューバは、そのよ
うな政策に基づき、過
去に締結されたコー
ヒーに関するすべての
協定の当事国であり、
また、ここに署名する
千九百六十二年の国際
コーヒー協定に結実し
た国際連合コーヒー会
議に積極的に参加し
た。

第四十七條(3)に政府
の輸入独占機関及び公
的買付機関の運営が多
かれ少なかれコーヒー
の消費の増大を妨げる
おそれがあることが規
定されていることを考
慮し、キューバ政府
は、次のように宣言す
ることが必要であると
考へる。

「第四十七條(3)の規
定は、キューバの貿易
独占機関について適用
されると解釈すること
ができない。なぜなら
ば、この貿易独占機関
は、相互の利益及び相
互の尊重を基礎として
すべての国(その経済

上、社会及び政治上の制度のいかんを問わないことのキューバの貿易を拡大すること並びにキューバの国民経済を発展させることを目的とするキューバの政策のための効果的な手段であるからである。キューバの国民経済の発展は、生活水準の向上及び、コヒーソの他の多くの一次産品についてキューバで実証されるように、大衆の消費の増大に直接に貢献するものである。」

サイプラスのために
千九百六十二年十月十二日

チェッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために
批准を条件として
千九百六十二年十一月二十九日

A・フセルン・イエンセン

ドミニカ共和国のために

M・E・デ・モヤ
千九百六十二年十一月二十八日

M・ウスココヴィツチ

エル・サルヴァドルのために

F・R・リマ
千九百六十二年十一月二十九日

ドイツ連邦共和国のために

千九百六十二年十一月十一日

マラヤ連邦のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

フィンランドのために

フランスのために

R・セイドゥ

ガボンのために

千九百六十二年十月十二日

ガーナのために

ギリシャのために

グアテマラのために

ロベルト・アレホス

ギニアのために

ハイチのために

カルレ・オギエスト

ホンデュラスのために

G・カセレスII P

ハンガリーのために

千九百六十二年十一月二十九日

インドネシアのために

千九百六十二年十一月十一日

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

ジュゼッペ・ブラサスカ

象牙海岸のために

千九百六十二年十月二十四日

ジャマイカのために

日本国政府のために

政府の承認を条件として
岡崎勝男

ヨルダンのために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

政府の承認を条件として
千九百六十二年十月十二日

リベリアのために

リビアのために

ルクセンブルグのために

千九百六十二年十一月二十日

マダガスカルのために

L・ラコトマラ

マリのために

モーリタニアのために

メキシコのために

政府の承認を条件として

M・A・コルデラ・ジュニア

モンゴルのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

C・W・A・シュールマン

千九百六十二年十一月三十日

ニュージーランドのために

F・H・コーナー

千九百六十二年十一月二十九日

ニカラグアのために

政府の承認を条件として
千九百六十二年十月二十九日

J・M・カステイリョ

ノールウェーのために
千九百六十二年十一月三十日

シヴァルト・A・ニールセン

パキスタンのために

パナマのために
別記の宣言を附して
千九百六十二年十一月八日

J・M・サンチェス・B

コロン自由地域がパナマ共和国の関税地域外にあるとされている事実を照らし、本官は、国際コーヒー協定に署名するにあたり、パナマ共和国がコロン自由地域を通過するコーヒーを同地域を経由する国際通過貨物とみなすこと及び、したがって、そのコーヒーが、パナマ共和国に輸入され又はパナマ共和国から再輸出されるコーヒーとみなされ得ず、単に、生産国から積み出され消費国に向けられた通過中のコーヒーであり、当該生産国の輸出割当使用分に算入され、かつ、当該消費国の

輸入割当使用分に
算入されるものと
みなされること
を、ここに記録に
止める。

パラグアイのために

ペルーのために

ルイス・エドガルド・リョーサ
フィリピンのために

ポーランドのために
ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリ
ン

千九百六十二年十一月二
十九日

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

ルワンダのために

国際連合ルワンダ政府代表
大使 マルティン・ウザムグ
ラ

千九百六十二年十月二日
サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シエラ・レオネ政府代表
ガーション・B・O・コリー
ア

千九百六十二年十一月三
十日

ソマリアのために

南アフリカのために

スペインのために

ホセ・F・デ・レケリカ
スーダンのために

スウェーデンのために

アダ・レツセル

千九百六十二年十月五日

スイスのために

エルネスト・A・タルマン

千九百六十二年十一月三
十日

シリアのために

タンガニカのために

A・Z・ヌシロ・スワイ

タイのために

トーゴのために

トリニダード・トバゴのために

エリス・クラーク

千九百六十二年十一月三
十日

テュニジアのために

トルコのために

ウガンダのために

アボロ・K・キロンデ

千九百六十二年十一月二
十日

ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために

A・ドブリニン

別記の宣言を附して

千九百六十二年十一
月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために

別記の宣言を附して

千九百六十二年十一
月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、平等及び相互の利益を基礎として諸国間の経済協力の拡大及び強化を促進すること、原料及び食糧の市場を安定させることを目的とする国際的な措置を支持する。このような政策は、すべての国、特に経済的発展の利益と一致するものである。なぜならば、経済的発展の低開発国の経済は、実質的に原材料及び食糧の市場の状況に依存しているからである。国際コーヒ協定は、コーヒ市場の安定及び他のコーヒ問題の解決を目的とする唯一の国際的手段であるから、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、この目的の達成を容易にすることを希望して、同協定に署名した。

第四十七条(3)に、政府の輸入独占機関及び公的買

付機関の運営が多かれ少なかれコーヒの消費の増大を妨げるおそれがある旨の規定が含まれていることを考慮し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、この規定がソヴィエト社会主義共和国連邦の貿易独占機関に適用されるものと解釈することはできないことを言明することが必要であると信ずる。

ソヴィエトの貿易は、国家独占を基礎として行なわれており、この国家独占は、ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法に定められており、ソヴィエト社会主義共和国連邦の社会経済制度の機構上の帰結であつて、同制度の不可分の一部である。

貿易独占機関は、国の経済的発展を促進することを目的とするものである。ソヴィエト社会主義共和国連邦の貿易独占機関は、四十五年に

近いソヴィエトの貿易の歴史が示しているように、すべての国(その社会制度及び発展の程度はいかんと問わない)との貿易を総合的に発展させることを確保している。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、八十以上の国と貿易を行なっており、千九百六十一年におけるその貿易量は、不変価格で比較して、千九百五十五年におけるその貿易量の二倍に近く、また、千九百三十八年の水準のほとんど十倍に達していることを指摘すれば十分である。貿易独占機関は、貿易の拡大を妨げるどころか、現にこれを促進している。

ソヴィエトの貿易独占機関の性格及び目的を歪曲することは、なんらの益もなく、ソヴィエト社会主義共和国連邦の経済機構の性格につき官界及び実業界に

誤解を与えようとする試みである。

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

アラブ連合共和国のために

中央アフリカ共和国

コンゴ(ブラザヴィル)

ダホメ

ガボン

象牙海岸

マダガスカル共和国

トーゴ

ケニア

ウガンダ

タンザニア

ボツワナ

コンゴ(レオポルドヴィル)

エチオピア

インド

インドネシア

ナイジェリア

ルワンダ及びブルンディ

シエラ・レオネ

トリニダード

イエメン

合計

注a

注b

注c

注d

注e

注f

注g

注h

注i

注j

注k

注l

注m

注n

注o

注p

注q

注b

注c

注d

注e

注f

注g

注h

注i

注j

注k

注l

注m

注n

注o

注p

注q

注r

注s

注t

注u

注v

注w

注x

注y

注z

注aa

注ab

注ac

注ad

注ae

注af

注ag

注ah

注ai

注aj

注ak

注al

注am

バスターランド

ベチアナランド

セイロン

中国(台湾)

中国(本土)

ローデシア・ニアサランド連邦

ハンガリー

イラン

イラク

日本国

ジョルダン

クウェイト

マスカット・オマーン

オマーン

フィリピン

ポーランド

カタール

大韓民国

北朝鮮

ヴィエトナム共和国

北ヴィエトナム

ルーマニア

サウディ・アラビア

ソマリア

南西アフリカ

スーダン

スワジランド

タイ

南アフリカ共和国

ソヴィエト社会主義共和国連邦

附属書C 原産地証明書

この証明書は、国際コーヒー協定に基づいて作成される。この証明書の原本の一部は、輸出に際して提出するものとし、また、輸出(及び輸入)のための通関の際に要求される。

第 号 加盟国 (将来の連絡において引用される。)

下に記載する生コーヒー、可溶性コーヒー、いりコーヒー、半いりコーヒーその他のコーヒーが (生産国) において生産されたであることを証明する。

積載船名: 又はその他の輸送機関名
仕出地: (積込港名その他の積込地点名)
仕向地: (最終仕向先の港名又は国名)
経由地:
到着予定日: (日付)

荷印その他 の標示	数量 (単位数)	合計重量		備考
		キログラム	ポンド	
生コーヒー		総重量	総重量	
		正味重量	正味重量	
いりコーヒー又は 可溶性コーヒー		総重量	総重量	
		正味重量	正味重量	

その他のコーヒー (特記すること。)

日付 署名 (証明 人)

(証明団体)

I 輸出(単位:千袋、一袋は六十キログラム)
附屬書D 千九百六十一年における輸出及び輸入の表

国名	袋	パーセント
ボリヴィア	(注a) 〇・〇	〇・〇
ブラジル	一六、九七一	三九・二
ブルンディ及びブルワンダ	三九七	〇・九
カメルーン	五九一	一・四
中央アフリカ共和国	一一一	〇・三
コロンビア	五、六五一	一三・一
コンゴ(ブラザヴィル)	(注a) 〇・〇	〇・〇
コンゴ(レオポルドヴィル)	四九九	一・二
コスタ・リカ	八三五	一・九
キューバ	八五	〇・二
ダホメ	四〇	〇・一
ドミニカ共和国	三二七	〇・八
エクアドル	三八一	〇・九
エル・サルヴァドル	一、四三〇	三・三
エチオピア	九五〇	二・二
ガボン	(注a) 〇・〇	〇・〇
ガーナ	二八	〇・一
グアテマラ	一、二五五	二・九
ギニア	二〇〇	〇・五
ハイティ	三四八	〇・八
ホンデュラス	二一〇	〇・五
インド	五三九	一・二
インドネシア	一、〇九一	二・五
象牙海岸	二、六一八	六・〇
ジャマイカ	(注a) 〇・〇	〇・〇
リベリア	四一	〇・一
マダガスカル	六五一	一・五
モリタニア	(注a) 〇・〇	〇・〇
メキシコ	一、四八三	三・五
ニカラグア	三四九	〇・八
ナイジェール	(注a) 〇・〇	〇・〇
パナマ	(注a) 〇・〇	〇・〇
パラグアイ	二五	〇・一
ペルー	五六七	一・三
ポルトガル	一、九七六	四・五
ルワンダ(ブルンディの項参照)		

II 輸入(単位:千袋、一袋は六十キログラム)
注a 二二、〇〇〇袋未満

国名	袋	パーセント
シエラ・レオネ	八五	〇・二
タンガニカ	四三八	一・〇
トリニダード・トバゴ	一七一	〇・四
トリニダード・トバゴ	三八	〇・一
連合王国(ケニア)	五三六	一・二
連合王国(ウガンダ)	一、八〇六	四・二
上ヴォルタ	(注a) 〇・〇	〇・〇
ヴェネズエラ	四〇六	〇・九
イエメン	八〇	〇・二
合計	四三、二一九	一〇〇・〇
アフガニスタン	(注a) 〇・〇	〇・〇
アルバニア	(注a) 〇・〇	〇・〇
アルゼンティン	五七四	一・三
オーストラリア	一五六	〇・四
オーストリア	二一八	〇・五
ベルギー	一、〇三六	二・四
ブルガリア	(注a) 〇・〇	〇・〇
ビルマ	六〇	〇・一
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国(ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)		
カンボディア	(注a) 〇・〇	〇・〇
カナダ	一、一一九	二・六
セイロン	(注a) 〇・〇	〇・〇
チャード	(注a) 〇・〇	〇・〇
チリ	一一三	〇・三
中国	(注a) 〇・〇	〇・〇
サイプレス	(注a) 〇・〇	〇・〇
チェコスロヴァキア	(注a) 〇・〇	〇・〇
デンマーク	一七五	〇・四
ドイツ連邦共和国	七二七	一・七
マラヤ連邦	三、五四〇	八・一
ローデシア・ニアサランド連邦	一〇九	〇・二
フィンランド	(注a) 〇・〇	〇・〇
フランス	六三八	一・五
ギリシャ	八八二	八・九
ハンガリー	一三二	〇・三
三九		〇・一

ヴィエトナム共和国	(注a)	〇
ルーマニア	(注a)	〇
サウディ・アラビア	(注a)	〇
セネガル	(注a)	〇
ソマリヤ	(注a)	〇
南アフリカ共和国	(注a)	〇
スペイン	一八五	〇
スーダン	三〇〇	〇
スウェーデン	一五四	〇
スイス	二九五	三
シリア	五四一	一
タイ	三一	〇
テニジア	八三	〇
トルコ	四八	〇
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国 (ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)	三六	〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦		一
アラブ連合共和国	三七一	〇
連合王国	七〇	〇
アメリカ合衆国	九七八	二
ウルグアイ	二二、四六四	二
ユーゴスラヴィア	四五	一
合計	一四三	〇
注a 二二、〇〇〇袋未満	四三、三九三	三

しかるに、昨年十一月池田内閣総理大臣の訪仏の際行なわれた両国首脳間の会談の結果、仏側はガット第三十五条の対日援用撤回の意向を表明するに至り、その後引き続き両政府間で交渉を行ない、さる五月十四日にパリで通商に関する協定及び貿易関係に関する協定書が署名され、フランスは、同協定及び同議定書の発効とともにガット第三十五条のおが国に対する援用を撤回することとなったのでございます。

通商に関する協定は、関税、内国税及び輸出入制限について相互に最恵国待遇を与えることを骨子としておりまして、貿易関係に関する議定書は、市場擾乱の場合の措置及び従来の対日輸入制限を大幅に縮小した上で過渡的に残される輸入制限品目に関する規定を内容としております。

この協定の締結とフランスによる対日ガット第三十五条の援用撤回の結果、さきに行なわれたベネルクス三国による援用撤回と相まちまして、欧州経済共同体の加盟国のすべてにつきまして援用撤回が行なわれたこととなり、英国との間には先般援用撤回の実現を見ておりますので、わが国と世界の主要貿易国との間には正常なガット関係が設定されるに至ることとなるわけでありまして。

よって、ここに本協定及び関連議定書の締結について御承認を求める次第でございます。

最後に、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案の理由を御説明いたします。

コーヒーの生産は一九五〇年代の半ばごろより世界的に過剰傾向が顕著と

なり、その国際価格も一九五四年以降下落の一途をたどっております。よって、コーヒー輸出に依存するところ大なる中南米、アフリカ等の諸国の経済は著しい困難に直面し、これを打開するため、従来もコーヒー生産国のみならず若干の協定が作成されたのであります。が、これらはいずれも世界のコーヒー市況を基本的に安定せしめるに至らなかったものであります。

かかる事態に対処するため、一九六二年七月から九月にかけて開催された国際連合コーヒー会議で採択されたのが本コーヒー協定でありまして、生産国のみならず消費国も参加するコーヒー協定としては最初のものでございます。

この協定の骨子は、コーヒー輸出国に対し輸出割り当てを課し、この割り当てをこえて輸出することを禁止することにより、国際流通面において供給を需要にできる限り近づけ、その価格を現在以上に低落させないようにしようという点にあります。輸出国はさらに生産及び在庫につきましても協定上規制を受けることになっております。他方、輸入国は、輸入量及び輸入価格について具体的に制約を受けることはございせんが、原産地証明書及び再輸出証明書制度の実施、及び一般的にコーヒー取引への障害をできる限り除去するよう努力すること等によって協定の目的の達成に協力することとなっております。

この協定によりコーヒーの国際価格が安定するならば、後進国を主とするところの生産国の経済の発展に寄与する限り多くの国の加盟が希望されて

おります。この協定への加盟はわが国のコーヒーの貿易に直接に影響することには必ずしも多いとは言えないのでございせんが、コーヒーに関する情報センターである国際コーヒー機関への参加はわが国のコーヒー産業の発展を助けるものであるのみならず、この協定へのわが国の加盟は、国連、ガットにおいて急務となりつつある貿易を通ずる低開発国の援助及び一次産品問題の解決についてのわが国の積極的態度を明らかにするゆえんであると考える次第でございます。

よって、ここにこの協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につきまして、何とぞ御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○野田委員長 次に、海外移住事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。西村一君。

○西村一君 前回高木移住局長の御答弁の中で若干明確でなかった点を、まず最初にお伺いをして確かめておきたいと思ひます。

その第一点は、移住事業団の人事に就いて、国家公務員が移住事業団に就職いたします場合、また、さらに事業団からそれぞれの役所に復帰を希望いたします場合の取り扱いについてでございますが、その点も一度明確にしておしをいただきたい。

○高木政府委員 この前私の答へましたのが少し不正確でございまして、事業団法におきましては、国家公務員が事業団で勤務してまた帰る場合の恩給の通算関係は何ら規定しておらないの

でございます。ただ、国家公務員等退職手当法というのがございます。これに、政令で定める事業団については退職手当について通算されるように規定されていくということでございます。したがって、この事業団法はこの問題については何ら触れておらないというのが実際でございます。この点の前の答弁を訂正いたします。

○西村一君 そういたしますと、国家公務員退職手当法ですか、そういう法律があるのですか。

○高木政府委員 国家公務員等退職手当法です。

○西村一君 それによりまして、公団、公社、事業団等に就職をしている者が復職をいたします場合には、この法律によつてその勤務年数が通算される、こういうことになっていくと了解してよろしいでしょうか。

○高木政府委員 国家公務員等退職手当法で規定されております公団、事業団につきましては、その第七条の二で、そのように、在職期間がその職務の在職期間と続いたものと見なすという規定になっておりまして、そのとおりでございます。

○西村一君 施行令のことを言われましたが、施行令でどのような公社、公団、事業団に適用されるかというところがたしか列記されているように思ひますが、今回の場合はその施行令を改正しなければいけないことだと思ひますが、その点はどういふふうにお考えですか。

○高木政府委員 そのとおりでございます。

○西村一君 それはどういふふうにするつもりですか。

○高木政府委員 その点は、そこまでまだわれわれは考えておりませんでしたが、従来のわれわれが何っているところでは、公団及び事業団につきましても、この規定のある場合には、最初これらの公団をつくる場合に、十分経験のある人がない、だから一時政府から有能な人を借りてきて、そしてこれらの基礎をつくり、そしてそれが済めば戻ってもらうというふうにつくつてあるんだというふうな何となくも、移住事業団につきましてはその点まで考えておらない次第でございます。

○西村一君 そういたしますと、考えておられないというところは、そういう必要を認めない、むしろ通算なんかしないで、自分の身分はたとえ外務省から離れて事業団に生涯を打ち込むという考え方の者のみで事業団をやると、そういう腰かけの人は行つてもらいたくないというたてまえからですか。大臣もそういう趣旨の御答弁があったと思うのですが、そういうように取つてよろしいのですか。この施行令を改正して、帰つてくるときには勤務年数を通算するというような手続をしないでも、たとえば外務省の有能な公務員を事業団に送り込む場合に、本人の希望によつて生涯を打ち込むという考え方の者でやつてもらうんだ、そういうお気持ちと受け取つてよろしいですか。

○高木政府委員 仰せのとおりのお考えでございます。実際問題といたしましては、十分よく検討して、支障がないかどうか検討したいと思ひますが、現在は、ひもつきの役人が来て本省か

ますようなことが両団体の中でないと
は言われない。今度事業団ができた
らどうなるんだということで、いろ
いろな暗躍が行なわれておるとい
うわさ

があるのでございます。うわさを一々取り上げてここで申し上げようとは私は思いませんけれども、そういうことはありがちのことだと思ふのでございます。そういう点からも、断固たる態度で監督官庁であるところの外務省が臨まれるということが、私は大事だと思ふのでございます。いま直ちに辞表を取りまとめるとかいうようなことは慎むべきでございましょうけれども、いよいよこの法案が国会を通過いたしまして発足の準備段階に入つたときに

は、そのくらいに決意で臨んでいたたかないと、明朝、清新はつらつたる人事が行なわれなれぬと思うのでございすが、その点について私はお伺いしているのでございます。

○大平国務大臣　仰せのとおり心得ております。

○西村(関)委員　それでは、その点につきましては責任ある大臣の御答弁がございしましたから、そのようにお運びをいただきたいということをお願いいたします、次の問題に移らしていただきます。

前回、御答弁の中に、農林省設置法との関係につきましていろいろお答えがございました。農林省設置法を見ますと、第九条二十でございしますか、「農政局においては、左の事務をつかさどる。」「農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。」「こういうふうになつております。相當な権限が農林省には与えられておるわけでございます。

す。ところが、この農林省の権限につきまして、今回の移住事業団法が充足いたしました場合におきましては、移住事業団の監督は外務省一本で行なう、事業団と別に農業者の海外移住に、農協等が行なう移住者の募集、選考、訓練の監督は農林省が行なう、こういうような外務、農林両大臣の了解事項が決定されておるといふうに何っておるのであります。

そこで、私がお伺いをいたしたいと思ひますことは、今回の事業団の構想の中には、公募することはいふたつたわれてないようであります。これは、むしろ、移住したいという人たちに對して助言をしお世話をしていく、また、移住せられた後の、事後のいろいろなめんどろを見ていく、そういうことについてのサービスを主体として、助言及び奉仕、そういうことが中心になつておるようであります。そこに、私は、農林省設置法の中にうたたれておる募集という仕事と、この事業団法案の中に盛り込まれておりまところの中身と若干の食い違ひがあるやういふうに思ふのでございます。外務省は移民といふものは募集すべきものではないんだ、むしろ、ほんとうに移住したいという人たちに對して指導し、訓練し、教育し、またそれに関する事前事後のお世話をしていくんだという考え方に立つておられるようであります。農林省としてはむしろ募集していくんだということで、そのお考をのいかんにかかわらず、設置法にはそ

り明らかに書いてある。この点につきましては両省の間でどのようにお話し合いがついておるのか。これは農林省の募集は認めるというふうに一応平らかに受け取っておるのでございますけれども、その根本的な理念の違いをどういうふうに調整なさるのであるか、その点移住局長から……。

○高木政府委員　ただいまの件につきましては、実は移住審議会の答申にもうたわれてございます。その答申の第二章、移住政策のあり方の2、援護施策の(1)、移住者に対する姿勢に、「海外移住は、国の事業に移住者が応募参加するのでなく、移住者に対して国が活動の場を紹介し、場合によりこれを造って与えるものでなければならぬ。海外移住は、移住者が主体性を保持して自らその運命を開拓する行為であつて、国は、移住者の主体性を損ないようには留意しつつ、国民の眼を開き、決意のための判断の素材を与え、以下に述べるような指導、援助を通じて、移住者の努力を促し自立の意欲を奮い起させるべきである。」ということがありたつてあります。それから、外務省の設置法では、募集ということばはございませぬ。そこで、この移住審議会の答申にも、同時に民間団体が移住推進のために行なうことは大いに活発にすべきであつて、この事業団と緊密な協力をするべきであるということがうたわれております。したがつて、国が公式に援助する体制といたしましては、募集をするということが原則ではなくて、一般的には、いま申しましたような、移住地域の調査、啓発、それから移住相識、これが非常に重要なことになるわけであります。それから、そうする

ための援助というのが事業団の仕事で
あります。

それから、それ以外に農村の立場から移住をさらに積極的に推進をすべきである、それから、現地の農協と日本の農協がタイアップして、現地でこれだけの移住者を募集したいからということで農協が連絡してきて、農林省を通じて募集するという場合には、これはその上積みとして認められる。同じようなことが、民間団体の旅行あつせん業者あるいは力行会のごときものが現地の団体とタイアップして募集するということもあり得るわけです。ただ、この場合の募集につきましては、それがあつせんである場合、職業安定法とこの関係もございますけれども、その規制下において募集あつせんということは考えられるわけでございます。

ふりにして行くことになった人に対して、さらに補足の移住相談が必要であれば行なうし、その他渡航費の貸し付け等、相談以後のほうは事業団が行なっていくことになるわけで、矛盾がないというふうに思います。

○西村(閣)委員　そういたしますと、外務省のお考えは、募集はほかの農協とかあるいは民間団体とかいうようなところがあるのであつて、それに對してその上積みになるような指導、助言、世話活動をやつていくのだ、本業移民は募集すべきものじゃないのだという考え方に立つておられるようでございますが、そのような考え方も確かに答申の中にうたわれておると私は思ひますのでございます。しかし、それは理想でございます。そういうことが事実行なわれることが理想でございます。

が、しかし、現実の問題として、それだけ国民の関心が移住に向いているかどうか。やはり、啓蒙宣伝をする場合においては、ただ啓蒙宣伝のしつばなだけでは効果をあげることができない。啓蒙宣伝をしたならば、その実りを刈り取らなければいけない。刈り取るためには募集という形でまともていかなければならない。そういうことが必要になってくると思うのでございます。

が、いまの局長の御答弁では、募集すべきものでない、しかし、それは必ずしも否定をしないが、それが主たるやり方ではないのだ、むしろそれは従たるやり方なのだ、こういう御見解のようでございますが、その点農林省のお考えと若干食い違いがある。先般来いろいろお答えをいたしておりますけれども、いまだにその点がもう一つ私には釈然としないのでありますが、齋藤局長、農林省のお立場としてはいかようにお考えになりますか。

○齋藤誠一政府委員　ただいま御指摘になりました点につきましては、基本的に、移住局長からいまお話がありましたように、何としても外に積極的に行きたいという人に着目いたしまして、これが円滑に送出され、現地に定住するようないわけであります。ただ、運用の面におきましては、これはいろいろの行き方があろうかというふうに思うのでございます。募集いたします場合におきまして、もちろん現地の状況がどうであるかというようにすることについて啓発宣伝することが一番大事なことでありますけれども、現状におきまして、農業者が外に出ていくという場合におきましては、やはり、相当の決

意といひますか、準備をする必要があるわけでございます。特に、長年持つておつた土地を売却する、あるいは家を整理して行くというようなことにつきまして、その財産整理であるとか、あるいは援護措置の適正化であるとかいふようなことが現実問題としては移住の促進の一つの基盤になっておると思ふのでございます。そういう農業者に対してしまして啓発宣伝するといふばかりでなしに、具体的にはどういふ地区にどのような受け入れ戸数があるか、どのような営農状態が今後考へられるかといふようなことを、講習会なりあるいは府県を通じてなりする分が非常に多いわけでありまして、つまり、送出についての指導なり、あるいは監督なり、勧誘なり、さらに援助、助言といふような一連のことが必要になつてまいるかと思ふのでございます。そこで、完全に受け入れ条件をつくつて、さあいらつしやいというだけでは、現状における農業移住というものがあることもスムーズにいかない面があることはいま申し上げたとおりでございますが、そういう意味におきまして、農村に対します場合の送出にあたりまして、ある意味においてはことばの問題でございますけれども、どういふ地区にどれだけ入植戸数が必要であるか、それは大体何月くらい送出を予定しておるのかといふようなことを地方庁を通じて指導に当たると

ましたような、いまの日本の産業構造の下にあつて農業人口を心配する必要はない、こういうお考え方もありますが、どうしても農業基本法下の新しい農政の立場から農業構造改善をやらなければならぬということで政府は一生懸命やつておられるわけなんです。そこにも問題がございますけれども、しかし、そういう考え方に立つならば、必然的に農村の中堅農家の移動ということを考えなければならぬ。そういう点について外務省のお考え方と農林省の移住についてのお考え方がやはり若干の食い違いがあるというふうに私は受け取らざるを得ないのであります。そういう人たちを海外に送る必要

うでございます。さらに、もう一つ突っ込んで言ひならば、農業基本法下の日本の新しい農政のあり方として、粗収入百万円を目途とする三名の稼働能力のいわゆる自立経営農家を向こう十カ年間に百万戸造成しようということがいまの政府の方針であることは、いまだ申すまでもないところでございます。そうなりますと、どうしても農業人口というものを減らしていかなければならない。六百万農家あるいはは減つておりますが、しかし、農家の戸数はあまり減つてない。これは齋藤さんよく御存じであります。農業人口は減つておりますが、農家戸数は減つてない。農村の青年層は続々都会地あるいは工場地に集中してまいりますけれども、家ぐるみ離農していくところのものには数えるほどしかない。むしろ第一種、第二種兼業農家がふえていって

たが、これは戦後食糧増産の必要に迫られて政府がかなり無理をして条件の

おる。農家の戸数は減つてない。こう
いう現状において、大平大臣が言われ

過剰が生ずるか、離農の問題が生ずるかという条件が出てきたという事は、これは事実でございます。特にそれに際しまして労働の移動性も非常に高まってきたという事も事実でございます。ただ、その中におきまして、人口が過剰であるから押し出すというふうな考え方はよくないのではないかと私は考えております。現状におきましてこれらの移住者の意向によりますると、日本の内地ではとも農業経営についての十分な安定性がない、あるいはもつと大経営の農業をやりたいとかいうような希望が圧倒的に多いわけでありまして、しかも、外に行きます場合におきましても、青年年齢は御指摘のとおり割合に就職しやすいけれども、中年年齢層の農家になりますと必ずしも円滑な雇用の形態になつていない。しかも、そういう人は、いまさらほかの職業に転換するよりも、身につけた農業としてやっていたい、こういう農家層というものがあるわけでございます。それを、われわれは、その技術と条件に着目いたしまして、海外に移住する希望がある者については積極的にこれに應ずるよう指導いたしてまいりたい、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○西村(関)委員 基本的にはいま齋藤局長の言われた点に対して了解をいたしますが、そういう点につきましては、ただ単に余剰労働力の海外送出という考え方に立って移民をやるべきでないという事は、これは冒頭から私も言っておるところであり、大平大臣もしばしば言明しておられるところでありまして、これは移住の理念に合わない。また、そういうことは受け入れ側の歓迎しないところでありまして、そういうことはいまさら言うまでもないところでございます。しかし、後段で齋藤局長が言われましたように、日本の優秀な農業技術、またその経験、これは日本の農業と外地の農業とは必ずしも一律に論ずることはできないと思ひますけれども、しかし、たとえば、先ほどお話の出した開拓農地では、悪い条件のもとで、非常に苦勞しながら、勞多くして成果のあがらない農業をやつておる。開拓をしなければならぬ、整理をしなければならぬという事になつてゐる。それは政府の責任でそこへ入つてもらつたのですから、政府の責任で問題を解決しなければならぬ事態に立ち至つておる。そういう不良開拓農地あるいは過剰入植地というふうなもの、しかも、そこにおる人は、必ずしも条件の悪い人ではない、むしろ、必要な技術・経験を持つてゐるところの人だから、そういう人たちの海外の新天地に送つて、思う存分その技術と経験を生かすというふうに計画的に考へるといふことは当然だと思ひます。また、同時に、今日の農業基本法下にある日本の農業を考へる場合において、どうしたつて数百万戸の農家をどこかに吸収しなければならぬ。ところが、現在の統計の示すところによると、若年層については、なるほど消化されてゐるし、むしろ足らぬ。農村は老朽化しており、日本の農業はおかあちゃん農業になつてゐる。みんなほかにつとめに行つてゐる。いろいろな状態になつておるのであります。農家の戸数は現実に減らな

い。また、そういうことは受け入れ側の歓迎しないところでありまして、そういうことはいまさら言うまでもないところでございます。しかし、後段で齋藤局長が言われましたように、日本の優秀な農業技術、またその経験、これは日本の農業と外地の農業とは必ずしも一律に論ずることはできないと思ひますけれども、しかし、たとえば、先ほどお話の出した開拓農地では、悪い条件のもとで、非常に苦勞しながら、勞多くして成果のあがらない農業をやつておる。開拓をしなければならぬ、整理をしなければならぬという事になつてゐる。それは政府の責任でそこへ入つてもらつたのですから、政府の責任で問題を解決しなければならぬ事態に立ち至つておる。そういう不良開拓農地あるいは過剰入植地というふうなもの、しかも、そこにおる人は、必ずしも条件の悪い人ではない、むしろ、必要な技術・経験を持つてゐるところの人だから、そういう人たちの海外の新天地に送つて、思う存分その技術と経験を生かすというふうに計画的に考へるといふことは当然だと思ひます。また、同時に、今日の農業基本法下にある日本の農業を考へる場合において、どうしたつて数百万戸の農家をどこかに吸収しなければならぬ。ところが、現在の統計の示すところによると、若年層については、なるほど消化されてゐるし、むしろ足らぬ。農村は老朽化しており、日本の農業はおかあちゃん農業になつてゐる。みんなほかにつとめに行つてゐる。いろいろな状態になつておるのであります。農家の戸数は現実に減らな

を考へる上に立ちましても、もちろんそれは移民、移住の問題だけで解決のつく問題ではございませんけれども、しかし、私は、そういうところにも高度な国の計画性というものが必要だと思ひます。そういう技術・経験を生かして行く。そうすれば、いままでは非常に苦しい状態にあつた農家の方も、海外の新天地に入つて、いままでのその経験と技術を生かして、日本人の特性のたゆまざる勤勉性を発揮して、そして現地社会に貢献することが出来る。そういうような指導をしていくことが必要ではないかと思ひます。ただ個々の自発的にひとつおれは海外に行こうか移住しようかという人の指導だけではなくて、そういう一貫した計画性のある指導を考へなければならぬというふうに私は考へますが、その点、閣僚として大平大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 私、いま西村委員がせん明されたようないまの時代の諸条件、産業構造の変革期に存在する諸条件を踏まえた上で、移住政策の位づけというものを考へなければならぬという基本の考へ方、全く賛成でございます。また、そうしなければ移住政策というものは実りが乏しいものになると思ひます。いま言われたことに、私も全然異論をはさむ余地はないと思ひます。

○西村(関)委員 そういたしますと、この事業団に対して外務大臣の監督権というものは強化されております。関係各省とも緊密に連絡を協議するということになつておりますが、この法案の趣旨は、窓口を一本化して行政の簡素化をはかつていく、そしてま

た、移住者及びその移住者の団体に対してそのお世話をするところの事業団の事務を單一化していくということに一つの重点が置かれておると思ひます。ございまして、私はその点については確かに理由があると思ひます。いままで報告書を何通もつくらなければならぬというのを、一つつくつたらそれでいいということでありまして、それだけの理由はあつたと思ひます。しかし、いま私が指摘いたしました大事な今日の農業移民に対して農林大臣が全然監督権を持たないということでは、いかに大臣が有能であつても、外務大臣だけの監督ではなかなか思ひやうにいかない場合があるのではないかと。特に、大臣はしばしばおかわりになりますから、少し事情がおかわりになつた時分にばつとほかにかわつてしまわれるということになります。結局局長以下の人たちがやられるということになりますので、そういう点からどうしてもその点がもう一つうまくいかないのじゃないかという心配をするのであります。将来においては知りませんが、ここ当分の間は農業移民というものが移民の大宗であり大部分を占めるといふ現状におきまして、農林大臣が全然監督権を持たないということでは、それで農林省がはたして設置法の趣旨にしたがつて仕事を完全にやれるかどうかという心配を私はするのであります。一つの方法としては、これはアメリカでもやつてゐるところでございしますが、農林省から農務官のような専門家を現地の領事館に派遣して、そこで農林大臣の監督のもとに仕事をやらせるといふようなことができないものだらうか。もちろん現地の総領事館

あるいは大使館の管轄のもとに置かれるけれども、仕事の面においては農林大臣の監督指導でもつて仕事をやる、そういうような独立した機関を現地の在外公館に置くというようなことができないものであらうか。アメリカでは農務官があり農務官があるというやうなことで、在外公館にそういう制度を持つておると何つておりますが、そういう点については御検討になつたことがあるでしょうか。あるいは農林省と外務省の間にそういう話し合いがなされたことがあるでございましょうか。高木局長にお伺ひします。

○高木政府委員 この問題につきましては、われわれとしては問題は解決しているように了解しております。移住に關しましては、現在農林省からブラジルの大使館に一名の書記官を置いておられます。それから、サンパウロの総領事館に農業技師二人が行つておられますし、外務省移住局にも農林省の係官が見えております。しかしながら、そこにおきまして農林大臣が直接監督するといふことはございせん。大使あるいは総領事のもとに服し、外務大臣のもとに服しますが、農業に關することは農林省から外務省を通じて現地に指示をしてやつていく。そうであるといふ、各省がそれぞればらばらで指揮するといふことになれば、混乱してしまふ次第でございまして、アメリカの場合も同じように大使館が指揮してゐるというふうに了解しております。しかし、移住に關する限り、農林省から専門家が来ることは、われわれとしても非常に有益であると思ひますし、それ以外にも、移住事業団の中に農業知識を持った人が入つてゐること

も非常に必要であると思っております。また、建設関係とかその他の関係の方々も必要に応じて外務省なり事業団の中に入るべきであるというように思う次第です。

○西村(関)委員　そういう点について農林省と外務省の間でいままでの過程において話し合いがなされたかどうかというのを私は伺っているのです。現在までは農林省から出向しておられる人があるという事は、いま局長のお示しがあったとおり、私も若干承知いたしております。もちろん、身分の監督は出先の大使なり総領事なりひいては本省の外務大臣のもとに置かれるという事は、在外公館に出向する以上は当然だと思っておりますが、仕事の指揮監督については、やはり自分の出身のたとえば農林大臣の指揮監督を受けるというよりなことがうまく調和できないかどうか。私は官庁の機構についてはよく知りませんが、その点については農林省と外務省の間でうまく調和できるような方策がないだろうか。なぜかという事を言うかというのと、農林大臣の監督権というものは全然今度の事業団ではないわけです。ただ協議するということだけで済みます。その点について農林省ではどう考えておられるか、また、そういう話し合いが外務省との間にいままでの過程においてはたしてなされてきたかどうかという事を伺っておりますのであります。なければならぬのでございます。私は、うまいければ、いままでの制度で、またいままでの実際のやり方ではないと思っておりますが、どうも、私が関知しております範囲におきましては、そういうことはないはずなんですけれど

も、外務省の役人のエリート意識で、ほかの省から来た人たちはまますくいされるというよりな方がいいがあるように思ふ。私は南米には行ったことがありませんが、欧米を回りました、やはり欧米の公館にも農林省、通産省、労働省等から多数の専門家が出向しておられますが、どうもそれが出先でしつくりいっていないという印象を受けているのであります。特に、この移住の問題につきましては、農林省から出向している方がアット・ホームな気持ちでむしろ外務省の出先公館から激励を受けて庇護されながら感謝されながら仕事ができるような雰囲気になっているかどうかという点を私は危惧いたしますので、あえてそういうことをお伺いしている次第でございます。

○高木政府委員　ただいまの点、従来先生が危惧されたようなケースがあったことも事実でございます。この点はわれわれの不徳のいたすところでございます。最近におきましては、そういうケースはないと伺っております。全部双方とも満足してよくやっているように伺っております。

○大平国務大臣　監督権の問題の御所見をいま拝聴いたしましたのですが、私はこう考えているわけです。本来移住行政というのは権力行政ではないと思うのです。一つのサービス行政だと思っております。したがって、どうしても政府が手をかざなければならぬことというよりなことが比較的少ない行政の分野じゃないかと思うのでございまして、いま御審議いただいております事業団というものができて、その人事が清新かつ適正にいきまして、移住の世話をする主体としての信用を内

外に確立することができずならば、外務省も農林省も政府全体として事業団にまかしたほうがいいと思つてゐるのです。したがって、農林省設置法、外務省設置法でいかめしいことを書かなくても、事業団というもので大體のことは円滑に運ぶという案が私はいい状態じゃないかと思つてございします。大體、日本の行政機構は、私も役人の経験を持つておりました、自分も反省してゐるのでございしますけれども、大體監督というよりな感じですね。国民の上に立つてそれを監督し規制していく、そういうメンタリティーですが、それが比較的日本の官僚諸君には多いのじゃないかと思つてございします。アメリカなんかの感じ方は、むしろ非常にサービスのほうに重点が置かれておるよに感じるわけでございます。私は、なるべく政府というものはよいなことはせぬほうがいいと思つております。したがって、移住行政なんというものは、外務省だ農林省だなんという固陋の問題よりも、むしろ、事業団がよりよなものに育つて、そしてそれがよりよに仕事を片づけて能率的に一元的にやつていただくのが一番いいというのが基本的な考え方でございます。農林省と外務省との権限争いというよりなことは、もうセカンドリー、サードリーの問題だと私は思つておるわけでございます。しかしながら、この西村委員の御質疑がありまして私も答えましたが、いま御審議いただいております事業団というもの、いままでの作案の経過を見てみますと、要するに、中央の中核の事業団をつくらう、また、いまつくり得る状態になつておるのでございしますけれど

ども、現地並びに地方というところにはまだ実態的にいろいろな問題が残つておるわけでございます。一方、いま御指摘のように、農林省の設置法がありまして、ちゃんと農林大臣の権限が明確に移住につきまして示されておる段階でございます。そういう段階でございしますので、農林省と外務省と話をいたしましたして、そういう条件のもとに置かれてゐる協力体制をどうするかというところをおきめいただいております。ただでございますが、私はこれは過渡的なことだと思つてございします。いま御審議をいただいております事業団というものを育て上げることに全力をあげていく。そういういたしまして、これにおまかせする。極端に言いますと、この間も申し上げましたように、外務省の移住局なんかは私は要らないと思つてゐます。こういうものは解消したいと思つてゐます。それで、政府としては、最小限度、政府でなければできないこと、たとえば予算を取つてその執行を監督するとかということ、だれかがやらなければいかぬこと、でございますから、そういう仕事はひとつ外務省がやりましようということ、そのもとに移住政策全体につきまして協議機構を設けて、政府は一つでございしますから、そこで政府の方針といたして、それを従つて事業団がダイナミックな運営をしていただくというようにいたしたいと思つてゐます。その方向に持つていくべきじゃないかと思つております。役所の間の権限争議というのは古くして新しい問題でございますけれども、私はあまり興味を持っておりませんが、そういうことではできるだけなくしていかなければならぬことではないかと思ひます。

○西村(関)委員　いま大平さんのおっしゃった点はまことにりっぱなお考えでありまして、そういうふうなことにぜひやつていただきたいとわれわれ心から願つております。まだ現実がそうならないといふことから若干の意見を申し上げて御見解をただしていただいております。いま大平さんのおっしゃったようなぐあいにはいけません。問題はいろいろありまして、設置法がどうの、監督権がどうの、どちらに中心があるのといったようなことは全部解消して、いまお話しのとおり、政府は一つなのでございしますから、そういういわば末梢的な問題は取るに足らないことだと思つております。しかし、現実にはいままでそういう問題が非常に多かったといふことのために、ここまでの議論をしなければならぬという点も御了解をいただきたいと思つてございします。

私は、監督権の問題につきましてはこれ以上お尋ねをする必要がないと思ひますが、ただ、外務大臣に事業団の報告が行く、あるいは年次計画の計画書が行くという場合に、語弊がありますが、農林省はつんぼさじきということになる危険がある。それは関係各省と連絡協議することになつておりますから、そこでやられることになつておると思ひますが、非常に重要なパートを占めてゐる農林省がつんぼさじきに置かれるようなことになつたのでは、これは大平さんの意図しておられるところとそぐわない結果が生まれてくると思つてございまして、運営の面でそういう問題は解決していくべきであると思ひますから、私は、できればちつと法令によつてその点を明

らかにできればいいと思ひますけれども、しかし、それができないというならば、運営の面において十分にそれらの点ができるように、大臣がかわつても大臣の御趣旨に沿うような方針でなければならないのかのきめがなされる必要があるのじゃないかということをお願いして、重ねてその点について御答弁は要求いたしません、十分な御配慮をしていただきたいということをお願い申し上げる次第であります。

次に、事業団の性格につきまして、私の問題としております点を一つお伺いしたいと思ひます。事業団が、この事業団は政府機関の性格が強い。言うまでもなく、全額政府の出資である。全額交付金によつてまかなつていくということでございます。この事業団の存在を外国政府が必ずしも歓迎しないのじゃないか、むしろ警戒の気持ちを持つのではないかと、うふに心配するものであります。特に、ブラジル国につきましては、そういう政府機関の性格を持つては、事業団については、向こうの民法の立場から申しましては抵触するところが起つてきやしないだろうかという心配をするのでございます。御承知のとおり、ブラジルにつきましては事業団は土地の取得ができないことになっては、伯国政府は、従来から移住会社の性格を十分承知の上、この移住会社の法律の規定にかかわらず、いまおつしやうなことで土地を所有すること等を容認してきておりますので、われわれといたしましては、この点、移住会社から事業団に名義が変わつたことをブラジル政府に申し入れるとともに、さらに、ブラジル政府に

手紙を出しまして、この事業団の設立を伝えて先方の了解を取る。つまり、現在でも移住会社はまあおつしやうた法律に抵触するわけでありまして、日伯の親善関係から、ブラジル側はこれを問題にしない、むしろ認めておるのでございます。そういう意味におきましては事業団も何ら変わりございませんが、この機会にわれわれとしては日本側の立場をさらに強化するためには先方政府に対して手紙を出すことを行なうというのをいま考えております。なお、ブラジル以外には、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等は、むしろ現地法人としないで日本政府の息のかかった事業団の直接の支部とするほうが移住協定その他政府の感觸はよろしい、また、その他免稅等においても便宜があるということで、ブラジル以外は、現地法人でなくて事業団の支部とする。ブラジルに限るとは、法律がございまして、移住振興という金融会社と、土地を持つ植民会社と、どうしても二つのままにしなければいけませんので、現地の二つの法人は現状のままとして、ただ出資名義が変わつたということだけを先方に申し入れるという態度でおります。

違つてきておりますし、それからまた、前の振興会社にしても問題があるのだが、いままで黙認の形で日伯友好関係がずっと続いておるこの段階においては何か心配ないのだ、ただ今度はこういふふうに変わるのだという一片の通告だけで了解が取られるのだ、こういう御見解のようでございますが、もしかりに、そういうことは願わぬですけれども、ブラジル国の政情が変化するというような場合に、こういう法律の規定がある以上、それをたてに、これは認めないのだ、土地は没収するのだといったようなことになつた場合、責任があると思ひます。いまの日伯友好関係の現状におきましてはそういうことは起こらない、起こる要素はどこにもないというふうには私は思ひますけれども、しかし、向こうの法律の規定がある以上は、そういう点がやはり向こうがたてにとつてくる場合には抵触してくる。ただ現在東京在住のブラジル大使の了解だけで、そういうことができるかどうか。現に、最近日本冷蔵の東北ブラジルにあるところの冷凍機が東北伯開発庁によつて買上げられようとしておる。あまり能率がよ過ぎるので、これを向こうの政府が買上げようとしておる。没収でなくて、向こうの政府の権力でもって買上げようとしておるといふ事実が最近起こつておることも御存じでありましよう。そういういわば接取と内容は変わらないような事態が起つてきた場合、この法律をたてにとつてきた場合にどうするか、政府は、どういふ責任をとるかということについてやはり若干の危惧がある。その点

は国会の審議におきましても一応政府のお考え方をたてておかないと、あとで問題が起つたとき、国会は何をしておつたかといふことになりましから、ほかの国については、いま局長の告示のとおり問題はございませんが、ただ、ブラジル国に関するのみそういう心配がございまして、その点重ねてお考えを伺いたいと思ひます。

○高木政府委員 本件につきまして、現地ブラジルの法律家の意見を十分検討いたしました。そして、結論は、事業団と移住会社とは、民法の規定から言へば何ら変わりはないわけでありまして、したがつて、もしそういうおつしやうな接取の危険があるとするれば、移住会社も同じこととさせていただきます。しかしながら、われわれは、事業団ができました機会に日本の立場を現在よりも一歩強化すること、先ほど申しましたような処置を現地在伯大使と打ち合せている次第であります。

○西村(関)委員 この点だけを一応責任上聞いておくわけでございますが、心配がない、こうおつしやうなれば、これ以上のことを何つても必要かと存じます。ただ、そういう心配をしておる点について、私の心配が杞憂であるかどうかといふことを国民にかわつてお伺いしておかなければならぬ。ブラジル大使とお話し合いがあつても、ブラジル大使がかわつた場合には、次の大使が、あるいは次の政権がどういふ考え方をとるかといふことに対する心配を持つて、この事業団法案の審議にあつてそういう質問をしたのです、心配がないという御答弁があつたので、これ以上私は追及はいたしません。

んが、その点は現地の法律専門家ともよく打ち合わせをせられて、あるいはまたブラジル国の政府当局と何らか責任のある取りきめをなすって、万遺漏のないようにやっていただかないと、まだいまの答弁だけでは国民は納得しないと思いますので、その点もひとつ御了承いただきたいと思います。

十二時までという約束でしたので、きょうはこれで打ち切りまして、次回にまた質問を続行させていただきま

す。

○野田委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

